

令和3年第3回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

令和3年9月1日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

5番 平 田 常 信

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4番 徳 丸 初 美

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

4番 徳 丸 初 美

5番 平 田 常 信

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長	南 本 齋	会計管理者兼税務課長	北 浦 信 行
教 育 長	栗 山 和 之	住 民 課 長	池 西 昌 夫
理 事	赤 阪 秀 樹	福 祉 課 長	尾 谷 浩
理 事	菊 井 佳 宏	健 康 課 長	西 口 美 和
総 務 課 長	日 谷 順 彦	観 光 産 業 振 興 課 長	仲 野 隆 之
企 画 課 長	山 谷 光 代	施 設 整 備 課 長	下 休 場 健 司
秘 書 課 長	中 野 光 二	教 育 課 長	森 田 洋 文
危 機 管 理 課 長	菊 井 秀 行		

7. 職務のため議場に参加した者の職氏名

局 長 柏 原 美 佳 主 査 石 橋 成 元

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第38号 専決処分（令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算
（第3号））の承認を求めることについて

- 日程第 5 議案第 39 号 千早赤阪村個人情報保護条例及び千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について
- 日程第 6 議案第 40 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について
- 日程第 7 議案第 41 号 令和 3 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第 42 号 令和 3 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 43 号 令和 3 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 44 号 令和 3 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 報告第 3 号 令和 2 年度健全化判断比率について
- 日程第 12 報告第 4 号 令和 2 年度資金不足比率について
- 日程第 13 議案第 45 号 令和 2 年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 46 号 令和 2 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 議案第 47 号 令和 2 年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 議案第 48 号 令和 2 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 議案第 49 号 令和 2 年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 議案第 50 号 令和 2 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定について

午前9時58分 開会

○千福議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、令和3年第3回千早赤阪村議会定例会を開会します。

まず初めに、南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 皆様、おはようございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、大阪府における新型コロナウイルスの新規陽性者は過去最多を更新するなど非常に厳しい状況が続いており、緊急事態宣言が9月12日まで延長されたところでございます。

本村でのワクチン接種状況でございますが、職員一丸となって村独自で64歳以下の集団接種を実施したことにより村民の約8割の方がワクチンの2回接種を完了され、府内の自治体の中でもいち早く村民の皆様へ安心をお届けすることができました。また、議員の皆様には接種会場の設営時にお手伝いをいただき、誠に申し訳ございませんでした。ありがとうございます。

今後は12歳以上のワクチン接種を進めるなど、村民の皆様への命と暮らしを守るため、引き続き必要な施策を進めていかなければなりません。コロナ禍が一日も早く収束するよう引き続き取り組んでまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、今議会に提案いたします案件でございますが、専決処分1件、条例案件2件、各会計の補正予算4件、報告案件2件、令和2年度各会計の決算認定の6件の計15件でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、空席となっております副村長の人事案件でございますが、現在大阪府に派遣の要請をしているところでございます。大阪府との調整が整い次第提案させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○千福議長 次に、8月25日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

田村議会運営委員長。

○田村議会運営委員長 去る8月25日に開催しました議会運営委員会において、今期定

例会の上程予定議案の審議方法を審査しましたので、報告します。

まず、本日の付議案件は議事日程のとおり、議案第38号から議案第44号の7議案、財政指標の報告2件、議案第45号から議案第50号の決算認定6議案の15議案です。

審議方法については、議案第38号は、本会議において審議することに決めています。議案第39号から議案第44号までの6議案は、所管の常任委員会に付託することに決めています。次に、報告第3号から議案第50号までの報告2件及び決算認定6議案を一括議題とし、監査結果の報告、報告第3号及び第4号の財政指標の報告を行い、議案第45号から議案第50号の6議案について村長の提案理由及び総括質疑の後、決算特別委員会を設置して審議することに決めています。

また、今期定例会の会期は本日9月1日から9月17日までの17日間と決めていますので、併せてご報告いたします。

以上です。

○千福議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○千福議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番徳丸議員、5番平田議員を指名します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月1日から9月17日までの17日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日9月1日から9月17日までの17日間と決しました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第3、諸報告を議題とします。

南河内環境事業組合議会定例会の報告を求めます。

藤浦議員。

○藤浦議員 令和3年8月16日、第2回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。その内容につきましてご報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から委員会の開催結果として、提出議案の取扱いや会期など確認事項の報告がありました。また、事務局から各施設における基幹的設備改良事業の進捗状況、令和2年度一般会計決算の特徴などについて説明がありました。

本会議では、以下の提出議案が審議されました。

順に申し上げますと、1番、報告第2号組合議会議員の異動については、富田林市から南方泉議員、伊東寛光議員、草尾勝司議員、田平まゆみ議員が、大阪狭山市から久山佳世子議員、松井康祐議員が、千早赤阪村から藤浦稔議員が新たに委員に選任された報告でございました。

2番、同意案第1号南河内環境事業組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、組合公平委員会委員3名のうち、北川和郎氏、瀬木千佳氏の任期が満了になることから、両氏を適任と認め再任するもので、原案のとおり同意されました。

3番、承認第2号令和2年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについては、昨年6月の第1清掃工場火災事故に伴う復旧更新工事に係る変更契約を含む契約額の確定とともに、竣工後、建物総合保険の加入先である全国市有物件災害共済会が災害共済金の額を確定されたことから、工事請負費並びにその財源について所要の措置を講じるため、歳入歳出予算を8,347万9,000円減額するほか、地方債の限度額を減額変更する補正について令和3年3月16日付で専決処分したもので、原案どおり承認されました。

4番、議案第5号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、富田林市において行政サービスを向上させる一環として押印を原則廃止するため、関係条例の一部を改正されたことから組合も準じて改正するもので、原案のとおり可決されました。内容は、別記様式で定める宣誓書の押印欄の削除及び所要の文言修正を行うものでございます。

5番、議案第6号令和3年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）については、本年4月1日付の人事異動等に伴います人件費の補正として、歳入歳出それぞれ31万4,000円を追加し、予算総額を39億5,588万7,000円とするもので、原案のとおり可決されました。

6番、監査報告第2号例月出納検査の結果報告については、監査委員から令和2年度1月から5月分及び令和3年度4月から6月分の例月出納検査の結果が報告され、特に問題はなかったとのことでした。

7番、認定第1号令和2年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算については、歳

入総額39億9,990万4,880円、歳出総額38億7,670万8,442円の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付されたもので、原案のとおり認定されました。

なお、この議案に関する主な質疑及び要望は以下のとおりでございました。

まず、昨年6月の第1清掃工場火災事故に関連して、その後発生した火災事故等について質疑があり、ここ1年で第1清掃工場及び第2清掃工場、合わせて11回のごみの発火を確認し、うち4回の発火原因がリチウムイオン電池であったが、火災検知器や散水ノズルの増強などの再発防止対策を施したことによる効果があり特段の被害はなかったが、職員は日々緊張感を持って施設運営に当たっているとの答弁がありました。なお、火災の原因となるリチウムイオン電池などの分別について、今後も構成市町村と協力しながら住民の方々への周知に努められるよう要望がございました。

次に、組合でのCO<sub>2</sub>削減の取り組みは重要であり、国においても脱炭素社会の実現、また地球温暖化対策が加速度的に進んでおり、そのような中、清掃工場から排出されるCO<sub>2</sub>を分離回収し、有効活用されている佐賀市の取り組みの紹介があり、これらの国の方向性の対応及び佐賀市のような取り組みの質問があり、組合からは、国の施策に基づき地球温暖化対策実行計画を推し進めているが、ごみ焼却によるCO<sub>2</sub>排出量が計画より減少しておらず、今後も市町村と協力し、ごみの減量に努めるとともに、現在施工している基幹的設備改良事業においてCO<sub>2</sub>削減に取り組んでいること、また佐賀市のような先進的事例については今後も研究していくとの答弁があり、地球温暖化防止のため全ての事業者が努力する必要から、組合においても取り組まれるよう要望がございました。

以上、簡単ではございますが、これをもちまして令和3年度第2回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

以上です。

○千福議長 ありがとうございます。

続きまして、大阪広域水道企業団議会の報告を求めます。

井上議員。

○井上議員 大阪広域水道企業団議会7月臨時会について報告いたします。

去る7月19日に議員全員協議会が行われ、臨時会招集日の内定、監査結果の報告、提出予定議案の説明があり、続いて理事者からの報告を受けました。

1件目は、水道事業統合促進基金の活用による最適配置案等の策定について。こちらはこれから統合検討される市町村に対し策定された案で、中間報告となっています。

2件目は、水道事業の料金改定について報告がありました。料金改定については、令和

4年4月に予定されている本村のスケジュールが示されました。また、令和5年度からの予定や事業が改善され、改定不要となった事例も紹介されました。

その後、企業長、理事者退席の後、事務事業調査のための議員派遣、今後の開会日程、議会運営に係る確認事項等説明がありました。

臨時会は7月30日に行われ、午後0時30分から全員協議会を行い、臨時議長の選出が行われ、本会議の議事について説明があり、休憩の後、午後1時より開議され、議席の指定、議長、副議長の選挙が行われ、議長に河南町の浅岡正広議員、副議長に茨木市の上田光夫議員が選出されました。続いて、会議録署名議員の指名、会期の決定、永藤企業長の挨拶の後、諸報告として例月現金出納検査結果の報告が行われました。

次に、議案として、第1号報告令和2年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件、第2号報告令和2年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件が説明され、質疑が行われました。

最後に、浄水施設等の調査を目的とした企業団議員派遣については、10月に枚方市の村野浄水場で実施することが決まりました。

本会議終了後、議員定数協議の進め方について協議され、引き続き定数委員会で協議すること、また11月2日に開催予定の全員協議会終了後に委員会を開催し、またその協議のたたき台となる案を10月15日までに各議会より任意提出していただくことなどを決めて終了いたしました。

以上、簡単ではございますが報告といたします。

○千福議長 ありがとうございます。

以上で諸報告を終わります。

~~~~~

○千福議長 議事日程第4、議案第38号専決処分（令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号））の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第38号は、令和3年6月24日付で専決処分いたしました令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び接種事業を実施するため、追加経費を増額するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○千福議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第38号令和3年6月24日付で専決処分いたしました令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明させていただきます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出それぞれ1,192万5,000円を追加し、予算総額を33億5,851万1,000円とするものでございます。

それでは、10ページをお願いしたいと思います。

予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、くすのきホールで実施いたしました64歳以下の住民を対象としたワクチン接種事業の補正でございます。職員人件費につきましては、ワクチン接種事業に従事した職員の人件費の補正でございます。

続きまして、8ページをご覧いただきたいと思います。

歳入でございますが、国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増は、ともにワクチン接種事業によるものでございます。

簡単でございますが、以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第38号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第38号については委員会付託を省略します。

これより議案第38号に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 現状、来月9月に、接種が予定されてますけれども、この9月の接種終了後、それ以降の予定というのはどういうふうになってるのかお伺いしたいと思います。

○千福議長 西口課長。

○西口健康課長 9月、10月に3町村乗り入れということで、8回実施する予定にさせていただいてます。11月以降に関しましては、富田林医師会様とまた近隣市町村とまた協議の上、実施方法のほうを検討させていただきまして、またホームページ、広報等で周知をさせていただきたいと思っています。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。

ワクチン供給に関しての不安っていうものは現状ではないのでしょうか。

○千福議長 西口課長。

○西口健康課長 今現在村のほうにファイザー社製のワクチンがあるんですが、それについては1, 872人分が確保されています。12歳以上の接種対象者で未接種の方については大体1, 000人ぐらいおられますので、十分賄えると考えております。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。それをお聞きして安心しました。

ところで、最近よくテレビで異物混入事件とかが報道されてますけれども、現状の村で供給されているロットに関してそういった事例というのはないのでしょうか。

○千福議長 西口課長。

○西口健康課長 国のほうで今確認されているのがモデルナ社のものっていうことになりますので、それについては村のほうはファイザー社製ですので、今のところロットナンバー、関係するものはございません。

ファイザー社でもゴム栓が一部入ってる分とかがあったっていうことですが、それらについてはロットナンバーとかは特に関係ありませんので、村のほうは該当はないかと思っています。

以上です。

○田村議員 分かりました。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

藤浦議員。

○藤浦議員 この議案第38号、コロナだけの補正予算であります。そこで村長にひとつ要望します。

ワクチン接種については、新聞報道でもされたように西口課長、職員そして管理者協力体制で、また先ほど村長も報告されたように村民の8割が接種でき、皆さん、村民も感謝をしているところは、周知の事実だと思っております。また、来週には中学生の接種も休日返上で行われます。職員に関しては通常業務をやりながらの体制で、非常にこれが負担となって健康を害してもいけませんので、村長におかれましては職員の健康管理に配慮してもらおうよう要望する次第です。なお、平政会については常に目を光らせておりますの

で、よろしく願いしておきます。

以上です。

○千福議長 要望という形でよろしいですね。

○藤浦議員 はい。

○千福議長 ほかにございませんか。

井上議員。

○井上議員 今回のワクチン接種に関しては本当に初めてのことであり、大変な作業であったと思います。大変ご苦勞、感謝申し上げます。皆様のお力で何とか今まで走ってきたと思います。感謝申し上げます。

あと、それを踏まえまして、大変困難な時期があったと思うんですけど、そういう時期を乗り越えてこられて、また次にこういう事態が起こる可能性もあると思いますんで、それに備えてどういう準備をこれからされるか。今からやと思うんですけど、大体どんな形を考えておられるのか一端をお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○千福議長 西口課長。

○西口健康課長 ワクチン接種に関してということでもよろしいでしょうか。

○井上議員 そうですね。今回こういう初めてのことやったと思うんですけど、想定外の、これからウイルスとかが発生する可能性がありますけど、それに対してどうお考えか。

○西口健康課長 新たなウイルスっていうことですので、みんながまだ未知の世界ということになりますので、そういったときはやはり国であったり大阪府であったり保健所さんと連携しながら、そのウイルスの傾向というのを考えて、対策をその都度取っていくってということになると思います。

今回も本当にワクチン接種に関しては走りながら考えて、近隣の市町村であったりとか医師会と話し合いながら進めてきたっていうのがありますので、やはり一つの村だけっていうことではなくて、広域で連携し合いながら、力を出し合いながらやっていくっていうのがすごく必要になったと思います。ですので、今後も自分の村だけっていうことではなくて、いろんな施策で周りの市町とつながっていくこととか、そのつながりをつくっておくっていうのはすごく大切なことというふうに感じました。また、村の職員に関しても、全員がP L錬成会館であったりとか、あとくすのきホールに参加するということで、いろんな職員がそういったことを経験しておくっていうのが、今後何年か後にまたこういったことが発生したときに役立つかなと思っております。

以上です。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。何にせよ未知の世界であります。これから気候変動等ありますし、様々な想定外がまた発生すると思われまますので、議員もそうですけど、また職員一同、皆さん一丸となって対処をまたしていきたいと思ひます。また、お願いしたいと思ひます。本当にありがとうございました。

以上です。

○千福議長 ほかに質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ほかにないようですので、質疑を終結します。

これより議案第38号に対する討論に入ります。

討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見ありますか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第5、議案第39号千早赤阪村個人情報保護条例及び千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第39号は、千早赤阪村個人情報保護条例及び千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものでございます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が令和3年9月1日に施行されることから、村個人情報保護条例及び村行政手続

における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について所要の改正を行うものです。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第39号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第6、議案第40号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第40号は、千早赤阪村国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、1年間保険給付を受けなかった世帯を対象に実施している健康優良世帯表彰事業を廃止するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第40号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第7、議案第41号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第41号は、令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1億6,119万9,000円を追加いたしまして、予算総額35億1,971万円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては普通交付税額確定などによる補正、歳出につきましては7月の人事異動などによる人件費の調整、地方創生臨時交付金により実施する新型コロナウイルス対策関係経費などの補正でございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第41号は、総務民生常任委員会及び文教

建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第8、議案第42号令和3年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第42号は、令和3年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

本議案は、歳入歳出それぞれに306万2,000円を増額いたしまして、予算総額を5億8,761万3,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、地域包括支援センター職員の採用などによる人件費の増額及び令和2年度介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う精算返還金による増額をするものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第42号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第9、議案第43号令和3年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第43号は、令和3年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ2万6,000円を追加いたしまして、予算総額を2億4,424万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、人件費の増は人事評価によるものでございます。また、下水道建設費の予算科目から下水道管理費に更正いたします。債務負担行為の追加につきましては、下水道事業財務会計システムの導入などによるものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第43号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第10、議案第44号令和3年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第44号は、令和3年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出それぞれ2,297万4,000円を追加いたしまして、予算総額を4,235万2,000円とするものでございます。金剛山ロープウェイの整備に伴い借り入れしていました起債を繰上償還するための補正でございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第44号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第11、報告第3号令和2年度健全化判断比率についてから議事日程第18、議案第50号令和2年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの報告2件及び決算認定6議案を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

まず、令和2年度の監査報告をお願いします。

田村監査委員。

○田村議員 それでは、令和2年度監査報告意見書を報告させていただきます。

令和2年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、健全化判断比率、資金不足比率及び定額資金の運用基金について、去る令和3年8月2日、3日、4日に提出を受けた書類に基づき審査を行いました。

なお、監査委員の合議により以下の意見を付します。

令和2年度歳入歳出決算についてです。

一般会計の歳入総額は37億8,900万円、対前年度比4億1,500万円の増加。一方、歳出総額は37億5,600万円、対前年度比4億900万円の増加となっている。差引き額は3,300万円の黒字額であり、翌年度へ繰り越すべき財源1,100万円を控除した実質収支額は2,200万円の黒字額であり、単年度収支額は200万円の黒字額となっている。

次に、歳入総額の構成割合の主なものは、村税12.3%、地方交付税40.0%、国庫支出金26.9%、村債6.6%である。国庫支出金の増加は、新型コロナウイルス感

感染症対応の特別定額給付金及び地方創生臨時交付金の増による。歳入内訳のうち、地方交付税や村債及び国、府支出金等の依存財源の歳入総額に占める割合は83.4%と自主財源の16.6%を大きく上回り、今後も依存財源に頼る財政運営になっていくと考えられるので、国庫支出金や府支出金の特定財源の確保に努められたい。

次に、対前年度と比較した歳入総額の主な増加については、地方譲与税500万円、地方消費税交付金2,100万円、地方交付税8,200万円、国庫支出金8億3,700万円等である。

減少については、村税3,000万円、ゴルフ場利用税交付金1,600万円、自動車取得税交付金600万円、分担金、負担金500万円、府支出金6,400万円、繰入金1億4,700万円、繰越金7,900万円、諸収入3,300万円、村債1億5,700万円等である。

一方、歳出総額の主な増額については、衛生費2,000万円、農林水産業費300万円、商工費5,900万円、消防費5億1,500万円、災害復旧費7,200万円、公債費2,200万円等である。

減少については、総務費6,500万円、民生費1億3,900万円、土木費5,400万円、教育費2,300万円等である。

次に、財政状況については、財政力指数は0.284であり、前年度の0.293と比較して0.009悪化した。一方、財政構造の指標である経常収支比率は90.0%と前年度の94.1%と比べて4.1ポイント改善した。これは経常一般財源支出の節減努力よりも、経常一般財源収入の増加によるものである。財政構造の改善にさらなる努力が必要である。

次に、予算執行については、今年度の補正予算、予備費の充当及び予算の流用、不用額等の状況を見ると、補正予算を編成した回数は新型コロナウイルス感染対策事業の増加によるものもあるが昨年度と同様13回と多い。予備費の充当についてはおおむね適正に執行されている。予算の流用については昨年同様多数見られる。また、不用額については高額の不用額が見られる。当初予算編成に当たってはこれを綿密に行い、適宜補正予算を編成し、予備費の充当、予算の流用が安易に行われないようにするとともに、予算執行の管理に努められたい。

次に、基金の取崩しについては、基金条例に基づき取崩しを行い、住民の満足度を高める施策や事業に取り組まれている。基金の取崩しに当たっては、基金の設置目的に沿った事業計画を策定し、計画的な基金活用を行われたい。

基金の運用については、基金は過去の貴重な税金を主な財源として積み立て、将来のま

ちづくりや福祉の向上のために充当する目的を持っているので、基金の積立てや取崩しは計画を持って予算化し、適切に運用されたい。

既存施設の大規模改修事業については、現有施設の大規模改修については昨年にも指摘したが、施設の存続か廃止か、また存続する場合に規模を縮小するか、統合するか等、住民の利用状況等を慎重に検討して計画を策定し、併せて今後の財源見通しを立て、財政収支の健全性が保てる財政計画を策定して取組を進められたい。

本村は、令和2年度国勢調査によると、前回と比較して475人減少した。今後も当面人口の減少や高齢化、少子化が続くと思われる。このような現象に伴い、村税、地方交付税等の一般財源が減少していく傾向にあると考えられる。財政力指数は年々低下し、経常収支比率は中期的には上昇しており、財政の硬直化も進んでいる。今後の行政サービスとまちづくりに村民が満足できる施策展開を図るためにも、中・長期的な財源見通しを立て、健全財政が維持継続できるよう努められたい。

次に、特別会計についてです。

国民健康保険特別会計、事業勘定については、歳入総額は8億円で対前年度比5,200万円の減少であり、一方歳出総額は7億9,700万円で対前年度4,400万円の減少となり、歳入歳出差引き額は300万円の黒字となっているが、単年度収支額は800万円の赤字である。

予算現額合計額と収入済額合計額の差額は9,400万円の減少である。この主なものとしては、保険料300万円の増加、府支出金8,900万円の減少、繰入金1,200万円の減少、繰越金400万円の増加等となっている。

一方、予算現額合計額と支出済額合計額の差額は9,700万円である。この主なものとしては、保険給付費8,900万円の減少、保険事業費100万円の減少、予備費600万円の減少となっている。

収支としては、財政調整基金3,000万円の取崩しを行い、均衡が保たれている。なお、基金取崩し額のうち1,600万円は、コロナ禍により対前年度1人当たり保険料を約1万円引き下げた。

財政調整基金については、今後の保険給付費の年度途中での増加に対応するなど、調整財源として活用されたい。

本村の保険料は大阪府の標準保険料に比較して低く設定されているが、令和6年度から標準保険料に統一される。住民の抵抗なく村の保険料をどのようにして大阪府の保険料に収れんさせていくのが課題である。今から検討する必要がある。

次に、国民健康保険特別会計、診療施設勘定の歳入総額は4,000万円、対前年度比



約900万円の増加。一方、歳出総額は4,000万円、対前年度比900万円の増加となり、均衡の取れた決算となっているが、これは収支不足額2,700万円を一般会計から繰り入れたことによるもので、特別会計としての独立採算にはなっていない。

診療施設の管理運営は指定管理者制度により行っている。診療所の受診者数は4,086人である。受診者数の増加に向け、指定管理者としての経営努力を求められたい。

昨年にも指摘したが、過去に借り入れた公債残額が3,300万円あり、その借入利率は2.80%と3.40%と高率である。毎年600万円の償還が令和8年まで続くことになっているが、一括償還をして、診療施設勘定特別会計への将来の財政負担を軽減することを検討されてはどうか。

次に、介護保険特別会計の歳入総額は5億9,600万円、対前年度比600万円の減少。一方、歳出総額は5億8,200万円、対前年度比700万円の減少となっている。歳入歳出差引き額は1,500万円の黒字額であり、単年度収支額も100万円の黒字額である。歳入については、予算現額と収入済額に大きな開きはない。歳出については1,400万円の不用額が出ているが、全体としては収支均衡の取れた執行になっている。

介護給付費準備基金の積立額は3,800万円の積立てを行い、今年度末現在高は1億9,100万円となった。令和3年度からの第8期介護保険事業計画策定において、中・長期運営を円滑に行うための財源としての基金の活用を図られたい。

次に、後期高齢者医療特別会計の歳入総額は1億2,300万円、対前年度比1,100万円の増加。一方、歳出総額は1億2,300万円、対前年度比1,200万円の増加となり、収支均衡の取れた決算額になっている。

今後、ともに後期高齢者医療の対象になる被保険者は増加傾向にあると考えられるので、後期高齢者医療の被保険者と特に今後被保険者になる対象者の健康面に力を入れた一般行政における健康寿命を基本にした施策の充実を図り、中・長期的な財政運営に努められたい。

次に、下水道事業特別会計の歳入総額は2億3,400万円、対前年度比1,200万円の増加。一方、歳出総額は2億3,200万円、対前年度比1,000万円の増加となり、収支均衡の取れた決算額になっている。これは一般会計からの繰入金1億3,100万円の援助があったもので、特別会計としての独立採算が取れていない。

下水道事業債現在高10億2,200万円。今年度の公債費の元利償還額は1億1,900万円。これは歳出総額の50.85%に当たる。一方の財源として、下水道使用料は4,800万円で経常的管理経費の大半が一般会計からの繰入金で補填している状況にある。

なお、下水道料金で維持費と資本費を賄っている割合は、令和2年度が28.2%であり、平成28年度の44.9%から年々低下している状況を認識し、下水道使用料金の改定を検討されたい。

今後の水洗化の進め方については、公共下水道整備と合併処理浄化槽整備の費用対効果を検討し、未水洗化区域の整備手法について検討されたい。

次に、金剛山観光事業特別会計の歳入総額は2,200万円、対前年度比3,500万円の減少。一方、歳出総額は2,200万円、対前年度比2,800万円の減少。歳入歳出差引き額は0円となっている。

金剛山ロープウェイは、平成31年3月15日以降運行を休止し、香楠荘についても同日以降休館状態になっている。ロープウェイ、香楠荘の今後の在り方について慎重に検討されたい。

次に、健全化判断比率についてです。

算定の基礎に用いられている金額が正確であることを確認し、健全化判断比率の審査を行った結果、早期健全化基準から見て問題になる比率はなかった。

財政の健全性に関する比率。

実質赤字比率は、実質収支額が2,230万9,000円の黒字額で問題なし。

連結実質赤字比率は、連結実質収支額が3,990万円の黒字額で問題なし。

実質公債費比率は7.5%で、早期健全化基準の25%から見て問題なし。

将来負担比率は、将来負担額51億1,460万円。充当可能財源等56億608万3,000円。将来負担額に対して充当可能財源等が4億9,148万3,000円多く問題なし。

次に、資金不足比率についてです。

資金不足は発生していない。

次に、定額資金の運用基金についてです。

役場内簡易郵便局郵便切手等購入基金については、基金の額は60万円。基金の運用期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間。切手類等の購入額は391万3,942円。切手類等の販売額は394万4,829円。

基金60万円を活用して切手類等の購入、販売を行い、基金を効果的に運用しているとともに、切手類等の保管状況も適正に行われている。

以上、運用基金は適正に管理され、効果的に運用されている。

次に、物品についてです。

備品の増減手続については、所管換え、返納及び不用品の決定や廃棄処分について財務

規則に基づいた手続が執られていないものが一部に見受けられた。

以上で監査報告を終わります。

○千福議長 ありがとうございます。

次に、報告第3号令和2年度健全化判断比率について及び報告第4号令和2年度資金不足比率についての報告を求めます。

南本村長。

○南本村長 報告第3号及び報告第4号は、令和2年度健全化判断比率並びに資金不足比率の報告についてでございます。

報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりご報告いたすものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○千福議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、報告第3号令和2年度健全化判断比率及び報告第4号令和2年度資金不足比率についてご説明申し上げます。

まず初めに、報告第3号の令和2年度健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、議会への報告と公表が義務づけられております4指標についてご説明申し上げます。

それぞれの指標におきまして、赤字がない場合または算定されない場合につきましては、横バーで表示しております。また、下段括弧内の数字につきましては、早期健全化基準を記載しております。

それでは、それぞれの指標の監査結果を説明いたしますので、4枚目の総括表②をご覧ください。

まず、実質赤字比率でございますが、これは一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。令和2年度の算定結果はマイナス1.07となりました。これは、実質収支額が黒字となったことによるものでございます。

次に、連結実質赤字比率でございますが、これは一般会計のほか特別会計を含む全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。全会計とも赤字がなく、算定結果は右下でございますが、マイナス1.92となりました。

実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにマイナス算定となりましたので、前のページの総括表①では、実質赤字比率と連結実質赤字比率は横バーと表示しております。

次に、5枚目の総括表③実質公債費比率をご覧いただきたいと思っております。

これは、地方債の元利償還金や一部事務組合などが地方債に充てたと認められる部分の

負担金などの標準財政規模に対する比率でございまして、過去3年間の平均をもって指標とするものでございます。令和2年度単年度の比率といたしましては7.53882で、表の中段右端にあります平成30年度から令和2年度の3か年平均の算定結果といたしましては7.5%となり、昨年度の3か年平均7.8%より0.3%改善いたしました。

なお、実質公債費比率が18%以上の場合は起債発行の許可団体となり、25%以上の場合は早期健全化団体となりますが、本村では基準内となっております。

最後のページの総括表④将来負担比率でございまして、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございまして、地方債の残高、公営企業会計の地方債の元金に充てる一般会計からの繰入金の見込額、また退職手当の将来負担見込額などを計算したもので、算定結果といたしましてはマイナス27.3%となり、前のページの総括表①の将来負担比率では横バーと記載をいたしております。早期健全化の基準が350%となっておりますので、これにつきましても基準内となっております。

結果といたしまして、4指標いずれの比率につきましても早期健全化の基準を超えなかったということでございます。

続きまして、報告第4号令和2年度資金不足比率についてご説明申し上げます。

これは、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率でございまして、下水道事業特別会計、金剛山観光事業特別会計のいずれの公営企業につきましても資金不足が発生しておらず、資金不足比率は算定されないことから、いずれも横バー表示となっております。

以上、簡単でございまして説明とさせていただきます。

○千福議長 これより報告第3号及び報告第4号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

次に、議案第45号令和2年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第50号令和2年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定についての決算認定6議案について提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 ただいま一括上程をされました議案第45号から議案第50号の6議案は、令和2年度千早赤阪村の一般会計及び特別会計5会計の決算認定をお願いするものでございます。

令和2年度各会計の歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定

に基づき、去る8月2日、3日、4日の3日間にわたり決算監査をお願いいたし、8月4日に意見書の提出をいただきました。その結果につきましては、ただいま監査委員を代表しまして田村議員よりご報告をいただいたとおりでございます。

細部につきましては、後ほど別冊の令和2年度決算概要実績報告書で説明をいたしますが、私のほうから総括的な説明を会計ごとに申し上げます。

まず、議案第45号の令和2年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算でございます。

歳出決算額は、37億5,585万7,387円となりました。これらの財源としては、村税などの自主財源の確保に努めるとともに、国や府補助金、過疎対策事業債など財政支援制度を最大限活用しながら財源確保に努めた結果、歳入決算額は37億8,925万8,199円となり、歳入歳出差引き3,340万812円を翌年へ繰越しいたします。

決算収支の状況としましては、実質収支では黒字を堅持し、単年度収支及び実質単年度収支とも黒字となりました。自治体の財政状況を示す4指標に当てはめると、実質赤字比率や連結実質赤字比率は黒字決算のため該当せず、実質公債費比率は前年の7.8%から7.5%に改善されており、将来負担比率についても前年度と同様マイナスになるなど、本村の財政状況は現時点ではおおむね健全な状況となっております。しかしながら、村税などの自主財源は乏しく、地方交付税や国、府支出金などの依存財源に頼らざるを得ない状況が続いており、財政力指数は3か年平均で0.295と低く、決して楽観視できるものではありません。

今後の財政運営については、職員の意識改革や行財政改革に取り組み、人材育成を行うなど村政運営を強化充実させ、持続可能な村政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、議案第46号は、令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございます。

事業勘定の歳入決算額は7億9,982万7,342円、歳出決算額は7億9,703万6,627円、歳入歳出差引き279万715円を翌年度へ繰越しいたします。

施設勘定の歳入歳出決算額は、それぞれ3,992万280円でございます。

次に、議案第47号は、令和2年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額は5億9,635万7,541円、歳出決算額は5億8,168万5,460円、歳入歳出差引き1,467万2,081円を翌年度へ繰越しいたします。

次に、議案第48号は、令和2年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額は1億2,282万3,136円、歳出決算額は1億2,270万2,692円、歳入歳出差引き12万444円を翌年度へ繰越いたします。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療といった村民の皆様の健康に関わる3つの特別会計については、保険料、国、府補助金や法令で定められた財源をもって事業を推進し、おおむね健全な運営ができたと考えております。

次に、議案第49号は、令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額は2億3,404万8,200円、歳出決算額は2億3,227万5,991円、歳入歳出差引き177万2,209円を翌年度へ繰越いたします。

次に、議案第50号は、令和2年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入歳出決算額は、それぞれ2,229万8,067円でございます。

下水道事業及び金剛山観光事業の2つの特別会計につきましては、使用料や地方債、赤字補填を含む一般会計からの繰入金をもって収支を維持いたしました。

以上、議案第45号から議案第50号までの6議案、一般会計と特別会計5会計の令和2年度歳入歳出決算認定につきまして、一括説明を申し上げます。

認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○千福議長 これより6議案に対する総括質疑に入ります。

最初の質問者、藤浦議員。

○藤浦議員 議席番号7番、藤浦稔です。平政会を代表して6点総括質問をいたします。

初めに、南本村長は令和2年度決算をどのように捉えられておられるのか、また南本村長独自の政策はどの程度実現できたのか、総括をお伺いいたします。

続きまして、行政改革の進捗についてお伺いいたします。昨年9月の総括質疑では、各事業の費用対効果を見極めながら行財政改革に取り組んでいく必要があり、そのための組織機構の見直しを図っていくというご答弁をいただいております。それから1年が経過いたしました。1つ目は費用対効果の見極めは行われたのか、2つ目は行財政改革は行われたのか、3つ目は組織機構の見直しの効果の測定についてお伺いいたします。

第3に、財政収支の見通しについてお伺いいたします。本村の財政は依然として国、府からの依存財源に大きく頼っている状況です。その一方で、本村にはインフラ整備や防災対策、老朽化している公共施設の改修など、まだまだ課題が山積みしております。以前は議会にて財政収支見通しをお示しいただいておりましたが、ここ最近はご説明がなされておられません。現状の財政収支見通しについて改めてご説明いただきたいと思います。

第4に、財政硬直化の要因についてお伺いします。令和2年度決算におきまして、経常収支比率は90%と前年度より4.1%改善しております。しかし、これは監査報告でも指摘がありますように新型コロナ対策による一時的な収入の増加によるところが大きく、本村の財政は変わらず硬直化した状態にあります。村では財政硬直化の要因はどこにあると分析しておられるのか、また改善のためにどのような政策が必要と考えておられるのか、お伺いいたします。

第5に、新庁舎建設計画の進捗についてお伺いいたします。我々平政会は、行政と議会には一定の緊張感が必要であり、なれ合いのような関係にあってはならないという考えから、新庁舎計画の変更を求めてまいりました。このたび我々の要望を反映した計画へと変更していただき、村政にとってプラスとなる判断をいただけたと感謝しているところで。さて、今回の計画変更を受け、スケジュールを改めてお伺いいたします。

最後に、移住・定住促進事業の評価についてお伺いします。本村では数年前から移住・定住促進事業を行っておられますが、例えば家の新築であれば固定資産税の増加が見込めます。空き家改修や家賃補助により村民税の増加などの寄与はあったのかお伺いします。

以上、ご答弁よろしく申し上げます。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 それでは、総括質問についてご答弁申し上げます。

令和2年度決算の総括についてでございますが、決算収支の状況として実質収支では黒字を堅持し、単年度収支及び実質単年度収支とも黒字となりました。また、自治体の財政状況を示す4指標では、実質赤字比率や連結実質赤字比率は黒字決算のため該当せず、実質公債費比率は前年の7.8から7.5に改善されるなど、本村の財政状況はおおむね健全な状況となっております。しかし、村税などの自主財源が歳入全体の約17%と乏しく、地方交付税や国、府支出金などの依存財源に頼らざるを得ない状態は続いており、今後の人口減少や少子・高齢化の進展の中においては決して楽観視できるものではないと認識はしております。

そのような中、私自身の施策実現については事業実績に必要な財源の確保が不可欠であることから、さらなる行財政改革を推進することで生み出される財源を最大限活用するとともに、優先度や費用対効果も考慮しながら最少の経費で最大の効果を上げるよう創意工夫してまいりたいと考えております。

次に、行政改革の進捗についてでございますが、現在本村では総合計画における村づくりの基本姿勢の一つとして行財政改革の推進を掲げており、令和3年度までを計画期間として、村づくり経営計画に基づき、村税や公共料金などの自主財源の確保策、費用対効果

を踏まえた事務事業や補助金の見直し、事務改善など、鋭意行財政改革に取り組んでいるところでございます。

また、組織機構の見直しについては、令和3年4月から村民の皆様に分かりやすい組織名称に変更するとともに、村の課題に対して迅速かつ的確に対応していくため、組織機構を見直しました。村民の皆様にとってより分かりやすい組織となり、特に危機管理課の設置については災害対策や新型コロナウイルス対策など、より迅速な対応が可能となり、一定評価できるものと考えています。

次に、現状の財政収支見通し及び財政硬直化の要因についてでございますが、さきに答弁いたしましたとおり、令和2年度決算につきまして黒字を堅持しておりますが財政力指数は悪化をしております財政の硬直化が進んでいる状況で、今後の財政収支見通しにおいてもその傾向は続くものと予測します。その要因としては、主に経営的支出である人件費や社会保障関係経費の扶助費などの増加が考えられ、その改善策として一層の収入確保に引き続き取り組むとともに、歳出面の経営的支出の規模を段階的に引き下げていくなど、今後の財政収支見通しを見据えながら新たな行財政改革に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、新庁舎建設計画の進捗についてでございますが、さきの6月に開催しました庁舎建設特別委員会でご提案しました変更プランを基に現在設計変更作業を行っているところでございます。今後のスケジュールについては、9月中に設計を完了し、10月中に入札手続に入り、年内には契約及び工事着手を行い、令和5年秋の完成を目指し進めてまいりたいと考えております。また、今後の進捗については、その節目節目で村民の皆様にご報告など幅広く周知してまいりたいと考えております。

次に、移住・定住促進事業の評価についてでございますが、本村では過疎からの脱却に向け、平成27年度から空き家改修補助事業や空き家家賃補助事業、また新築マイホーム取得補助などの移住・定住に向けた支援策を実施してまいりました。ご質問の空き家改修補助事業や空き家家賃補助事業の村税での効果については、対象を子育て世帯や40歳以下の若年夫婦の移住をターゲットに補助をしております、評価がしづらいものとなっております。そこで令和3年度から、昨今の安全対策が求められる中、より長く安全に定住していただけるよう住宅耐震化の要件を加えるなど、移住・定住の補助制度の見直しをしたところでございます。

全国規模で人口減少が進んでいる中、移住者を獲得することは大変厳しい状況ではありますが、今後も転入、転出者のご意見をお聞きしながら、より長く安心して定住していただける、住みたい、住み続けたい村を目指し事業を進めてまいりたいと考えております。



以上、答弁といたします。

○千福議長 続いて、2番目の総括質疑者、服部議員。

○服部議員 議席番号3番、服部幸令。日本共産党を代表して、3項目について質問させていただきます。

1、国保、介護保険料の値下げと来年に施行される医療費75歳以上2割負担の導入についてです。

本村は、職員の努力により国保、介護保険料ともに府下では保険料の負担が抑えられています。今後特に国保は、保険料水準の統一化によって急激に負担が増えることが想像されます。一元化するとともに村独自で保険料の負担を抑えることはできないか伺います。

そして、来年の9月に導入される予定の医療費75歳以上2割負担が導入されると高齢者の受診控えが増えることが懸念されます。特に本村は高齢者が多いことから、高齢者の負担を軽減することができないか伺います。

2番目として、村内のコロナ感染対策について伺います。

村内では7月31日と8月1日の2回目の大規模接種により、約8割の村民がワクチン接種を終えることができましたが、再び村内でも新規感染者が確認される事態になっています。特に15歳以下のワクチン接種が終わっておらず、子どもの感染が拡大しています。これらを踏まえ、村内でもPCR検査による無症状感染者を発見することが何よりも重要ではないかと考えているので、これについて伺います。

そして、さらにこの新型コロナはまだまだ変異種が見つかっており、先週南アフリカで、さらに今朝のニュースでも国内で新しい変異種が見つかるなど、今後さらにコロナ対策が求められると思います。このことから医療従事者の負担が増えていることが想像されるので、どのようにケアしていくのかを伺います。

そして、最後に村長の政治姿勢について伺います。村長が就任してから約1年が経過し、村政について伺います。

まず、村長ご自身の退職金は早急に減額されましたが、今後就任期間中に給与の減額はどのようにされていくのか、お考えを伺います。

そして次に、コロナ禍の中、村民との交流、タウンミーティングは難しい面もありますが、やはり村民からは直接村長と対話をしたいとの要望がありますので、今後どのように対応されるのか、そして2番目は庁舎の施工についても村民への情報提供をお願いしたいという以上のご答弁を村長、よろしく願いいたします。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 それでは、総括質問についてご答弁申し上げます。

国民健康保険料の負担軽減と後期高齢者の医療費一部負担割合の2割導入に伴う負担軽減についてでございますが、1点目の国民健康保険料は大阪府の激変緩和措置期間中であることから、村独自の激変緩和を行い、さらに新型コロナウイルス蔓延による経済の疲弊状況を鑑み、対前年1人当たり1万円を引下げ、大阪府内で一番低い保険料を認定しております。大阪府では令和6年度に保険料が完全統一されることから、今後村の保険料の認定につきましては、国や大阪府の動向を注視しつつ、村財政調整基金残高も考慮し、段階的に保険料を引き上げる必要があると考えております。村独自の保険料の負担軽減については、府内全体で被保険者の受益と負担の公平性を実現するための仕組みとして保険料を統一することから、村独自の負担軽減は考えておりません。

次に、2点目の後期高齢者の医療費一部負担割合の2割導入は、日本全国が少子・高齢化する中、国民皆保険制度を堅持するため、国が決定した事項であります。ただし、低所得者に対しては一部負担金を1割とする措置が取られており、村独自の負担軽減は考えておりません。

次に、新型コロナウイルス感染症対策については、日々感染が増加する中、本村においても村民の皆様と暮らしを守るため、職員一丸となって取り組んでいるところでございます。ワクチン接種に関しても全国的には2回目接種率は約4割ですが、本村は地元医師会のご協力のもと、8月初めに8割の接種を行うことができました。子どもの感染予防策として、村では子どもの周りの大人が早期にワクチン接種を行うことができるよう事業を進め、12歳から15歳のワクチン接種に関しては9月から10月に接種日を設定し、希望者に接種を行う予定でございます。

PCR検査については、大阪府ではクラスターが発生しやすい高齢者施設や福祉施設の利用者及び職員や飲食店の従業員で少しでも症状のある人については、スマホ検査センターで早期にPCR検査が受けられる体制を構築しています。また、無症状の高齢者施設等従事者の定期PCR検査も実施しています。無症状者へのPCR検査については、感染拡大状況や検査体制、医療提供体制などを考慮し、大阪府が地域の実情に応じて判断されることになると考えます。

現在、感染急拡大により医療機関の逼迫が生じています。国、府による医療提供体制の確保、充実については、町村会を通して要望してまいりたいと考えております。

次に、村長の政治姿勢についてでございますが、1点目の給料は、他の自治体の例も参考にしながら、特別職の適正な給料について特別職報酬等審議会において検討していただく必要があると考えております。

次に、2点目の村民の皆様との交流は、コロナ禍において人と人とが接触する活動が制

限され、交流が難しい状況にあります。まずは区長、自治会長との懇談をはじめ、区長、自治会長との意見交換での意見を参考にしながら今後の進め方について検討してまいります。

次に、3点目の庁舎施工の情報提供は、現在作業中の新庁舎建設に係る外観、配置や間取り、さらにはスケジュールについて、事業の詳細が決まり次第速やかに広報紙やホームページに掲載し、村民の皆様にも周知したいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 これにて本案に対する総括質疑を終結します。

お諮りします。

議案第45号から議案第50号までの6議案については、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第45号から議案第50号までの6議案については、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。

ただいま設置しました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、千福議員、井上議員、服部議員、徳丸議員、平田議員、田村議員、藤浦議員の以上7名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。ただいま指名したとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩とし、決算特別委員会の開催を願い、正副委員長の互選をお願いします。研修室で開催をお願いします。

暫時休憩といたします。

午前11時24分 休憩

午前11時28分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き再開します。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を事務局長より報告します。

お願いします。

○柏原議会事務局長 決算特別委員会の委員長は田村委員、副委員長は千福委員です。

以上でございます。

○千福議長 以上のとおり互選されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、決算特別委員会は令和3年9月3日の午前10時から開会しますので、どうぞよろしくをお願いします。

どうも皆さんお疲れさまでした。

午前11時29分 散会

令和3年第3回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

令和3年9月17日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

|    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 千 福 清 英 | 5番 | 平 田 常 信 |
| 2番 | 井 上 浩 一 | 6番 | 田 村 陽   |
| 3番 | 服 部 幸 令 | 7番 | 藤 浦 稔   |
| 4番 | 徳 丸 初 美 |    |         |

4. 欠席議員

な し

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

|         |         |                 |           |
|---------|---------|-----------------|-----------|
| 村 長     | 南 本 斎   | 危機管理課長          | 菊 井 秀 行   |
| 教 育 長   | 栗 山 和 之 | 会計管理者兼税務課長      | 北 浦 信 行   |
| 理 事     | 赤 阪 秀 樹 | 住 民 課 長         | 池 西 昌 夫   |
| 理 事     | 菊 井 佳 宏 | 健 康 課 長         | 西 口 美 和   |
| 総 務 課 長 | 日 谷 順 彦 | 観 光 産 業 振 興 課 長 | 仲 野 隆 之   |
| 企 画 課 長 | 山 谷 光 代 | 施 設 整 備 課 長     | 下 休 場 健 司 |
| 秘 書 課 長 | 中 野 光 二 | 教 育 課 長         | 森 田 洋 文   |

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 柏 原 美 佳 | 主 査 | 石 橋 成 元 |
|-----|---------|-----|---------|

7. 議事日程

- 日程第 1 議案第39号 千早赤阪村個人情報保護条例及び千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 2 議案第40号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 3 議案第41号 令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第4号）（委員長報告）

- 日程第 4 議案第 4 2 号 令和 3 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 4 3 号 令和 3 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 4 4 号 令和 3 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第 2 号）（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 4 5 号 令和 2 年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 4 6 号 令和 2 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 4 7 号 令和 2 年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 10 議案第 4 8 号 令和 2 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 11 議案第 4 9 号 令和 2 年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 12 議案第 5 0 号 令和 2 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 13 議案第 5 6 号 副村長の選任について
- 日程第 14 議案第 5 1 号 千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 15 議案第 5 2 号 千早赤阪村税特別措置条例の改正について
- 日程第 16 議案第 5 3 号 令和 3 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 17 議案第 5 4 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 日程第 18 議案第 5 5 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書について
- 日程第 19 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 20 一般質問

午前10時00分 開議

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

9月15日、17日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

田村議会運営委員長。

○田村議会運営委員長 去る9月15日及び17日に開催しました議会運営委員会において、今期定例会の上程予定議案の審議方法を審査しましたので報告します。

まず、本日の付議案件は議事日程のとおり、議案第39号から議案第56号の18件、議会運営委員会の閉会中の継続審査、一般質問です。

議案第39号から議案第44号までの6議案については、総務民生常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に文教建設常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行った後、1議案ごとに討論、採決を行うことに決めています。

次に、議案第45号から議案第50号までの決算認定の6議案については、決算特別委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行った後、1議案ごとに討論、採決を行うことに決めています。

次に、議案第51号から議案第56号までの6議案の審議方法については、本会議において審議することに決めています。

議事日程19、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての採決をした後、議事日程20の一般質問を行います。

以上です。

○千福議長 ありがとうございました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第1、議案第39号から議事日程第6、議案第44号までの6議案を一括議題とします。

各議案は、9月1日の本会議において各常任委員会に付託していただきましたので、その結果を順次報告願います。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

井上総務民生常任委員長。

○井上総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をします。

去る9月1日の本会議において付託を受けました議案4件の審査を行うため、9月7日

午前10時から南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第39号千早赤阪村個人情報保護条例及び千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第39号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第39号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号千早赤阪村国民健康保険条例の改正について審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第40号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第40号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第4号）総務民生常任委員会所管分の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第41号の総務民生常任委員会所管分についての質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第41号の総務民生常任委員会所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号令和3年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第42号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第42号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 ありがとうございます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、文教建設常任委員長より報告を求めます。

藤浦文教建設常任委員長。

○藤浦文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をします。

去る9月1日の本会議において付託を受けました議案3件の審査を行うため、9月7日午前10時52分から南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催しました。

初めに、議案第41号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算(第4号)文教建設常任委員会所管分の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第41号の文教建設常任委員会所管分についての質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第41号の文教建設常任委員会所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号令和3年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第2号)の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第43号の質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第43号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号令和3年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算(第2号)の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第44号の質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第44号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 ありがとうございます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第39号千早赤阪村個人情報保護条例及び千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第40号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算(第4号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号令和3年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第2号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号令和3年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号令和3年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第7、議案第45号から議事日程第12、議案第50号までの決算認定6議案を一括議題とします。

各議案については、9月1日の本会議において、決算特別委員会に付託してまいりましたので、その結果を順次報告願います。

それでは、決算特別委員長の報告を求めます。

田村決算特別委員長。

○田村決算特別委員長 それでは、決算特別委員会報告をいたします。

去る9月1日の本会議において付託を受けました議案6件の審査を行うため、9月3日午前10時から南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席の下に開催しました。

初めに、議案第45号令和2年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第45号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第45号は本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第46号令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第46号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第46号は本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第47号令和2年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第47号の質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第47号は本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第48号令和2年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第48号の質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第48号は本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第49号令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第49号の質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第49号は本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第50号令和2年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をしました。このような経過を経て、議案第50号の質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、全員異議なく、議案第50号は本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧いただきたいと思えます。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 ありがとうございます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第45号令和2年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

服部議員。

○服部議員 議案第45号令和2年度千早赤阪村一般会計決算認定について意見を述べます。

令和2年度予算は、松本前村政によって提案されました。その中には、この間私ども日本共産党が要求してきた就学援助の入学準備金の前倒し支給の実現や地域公共交通利用助成について、タクシー助成と合わせて南海バス、金剛バスの運賃助成も選択できるようにするなど高齢者のお出かけ支援の前進などがありました。

子育て政策はきめ細かく行われてきましたが、子ども医療費助成制度について本村は中学校卒業までを対象としてますが、高校卒業までを対象に引き上げていただくことをお願いします。

一方、自主財源である村税の確保が年々厳しさを増す中、社会保障費や老朽化が進む公共施設の維持、修繕などに係る経費の財源を確保しなければならないなど構造的に厳しい状況にあるとしながら、前村長の退職金は1期4年分1,440万円を計上されました。村職員の定年退職金は約20年勤続して2,000万円弱と比べても多過ぎることや前村長の政治姿勢にも問題があり、当初予算には反対をしたところです。昨年の村長選挙で南本村政に変わり、村長の退職手当は早速半減されました。

また、昨年からのコロナ禍のもと、本村はいち早く希望者に対してワクチン接種ができる環境を整えることができました。今後は希望する人にはPCR検査を実施できるようにするなど、コロナ終息に向け、村としても努力をしていただきたいと思います。

また、災害時対策の拠点となる新庁舎建設を一日も早く進めていただくことを求め、意見いたします。

以上です。

○千福議長 ほかにご意見ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 ほかにないようですので、これより議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第46号令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり認定することに決しました。

議案第47号令和2年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第48号令和2年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり認定することに決しました。

議案第49号令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり認定することに決しました。

議案第50号令和2年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり認定することに決しました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第13、議案第56号副村長の選任についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第56号は、副村長の選任についてでございます。

現在空席となっております副村長に稲山喜与一氏を選任いたしたく、地方自治法第16

2条の規定によりご提案申し上げるものでございます。

稲山氏は、昭和44年生まれ、大阪狭山市在住で、平成5年4月に大阪府職員に採用され、平成16年4月から総務部人事室主査、平成28年4月から国土交通省総合政策局安心生活政策課へ出向され、令和3年4月から都市整備部交通戦略室課長補佐を歴任されております。

このようなことから、稲山氏は豊かな知識と経験をお持ちで行政運営に精通されており、副村長として最適任であると考えておりますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

提案理由並びに説明といたします。

なお、ご同意いただければ、9月18日付で選任いたしたいと考えており、任期は4年でございます。よろしく願いいたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第56号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第56号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第56号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま副村長として議会で同意されました稲山喜与一氏にお越しいただきましたので、一言ご挨拶をお願いします。

○稲山喜与一氏 皆様おはようございます。

ただいま副村長のご選任にご同意を賜りました稲山喜与一でございます。

このような大役を仰せつかりまして大変身に余る光栄でございますとともに身の引き締まる思いでございます。南本村長の補佐役として、職員の皆様と協力しながら誠心誠意取り組んでまいりたいと思っております。

議員の皆様方におかれましては、ご指導、ご鞭撻、そしてお力添えを賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○千福議長 どうもありがとうございました。

ここで休憩を行います。

10時40分から再開したいと思います。10分間の休憩をお願いします。

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第14、議案第51号千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第51号は、千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の策定についてでございます。

本議案は、令和3年4月から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により本村が過疎地域として公示されたことを受け、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、千早赤阪村過疎地域持続的発展計画を策定するものでございます。

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とするものでございます。

なお、策定に当たっては大阪府との協議が義務づけられており、9月6日付で異議のない旨の回答をいただいているところでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

げ、提案の理由とさせていただきます。

○千福議長 詳細説明を山谷企画課長。

○山谷企画課長 それでは、議案第51号千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明いたします。

本議案は、令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により本村が過疎地域として公示されたことを受け、過疎地域の持続的発展に関する政策を総合的かつ計画的に推進するため、法第8条第1項の規定に基づき千早赤阪村過疎地域持続的発展計画を策定するものです。

本計画策定につきましては、7月30日より8月12日までの間にパブリックコメントを実施し、8月6日開催の全員協議会にて説明をさせていただいております。

パブリックコメントによる意見はございませんでした。

その後、大阪府と協議いたしまして、本議案は大阪府の意見、主に文言修正等を反映した計画案となっております。大阪府からは、9月6日付で異議のない旨の回答をいただいております。

それでは、千早赤阪村過疎地域持続的発展計画案に基づきご説明いたします。

1ページをお開きください。

第1章、基本的な事項です。

1ページから9ページまでは、村の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況を記載しております。

9ページをお開きください。

第4次総合計画を地域の持続的発展の基本方針として各種政策を展開します。なお、第5次総合計画の策定を進めておりますので、令和4年度には新たな総合計画を基本方針とする改正を行う予定です。

16ページをお開きください。

地域の持続的発展のための基本目標として、令和7年度末の住民基本台帳人口4,805人と設定します。なお、本過疎計画では過疎対策の実効性を向上させるため、基本目標や政策ごとに目標を設定し、毎年度PDCAサイクルにより評価達成状況を公表します。

17ページをお開きください。

過疎法による計画期間は令和3年度から令和13年度までの10年間ですが、令和3年度から令和7年度を前期計画、令和8年度から令和12年度までを後期計画として策定します。

18ページ以降では、過疎地域の持続的発展のための基本政策である12政策ごとに現

状と課題、その対策を記載しています。

18ページをお開きください。

第2章、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成では、若者の定住促進やふるさと応援寄附金事業を活用した村のファンづくり、地域づくりの担い手となる人材の活用検討等を進めます。

次に、21ページをお開きください。

第3章、産業の振興では、地域経済の活性化や農地、森林等の適正な管理等に向け、新規従事者の確保、森林環境譲与税の活用や特産品の開発を進めます。

次に、26ページをお開きください。

第4章、地域における情報化では、自然災害から村民を守る防災対策として防災行政無線の活用や整備を進めます。また、住民サービスの向上に向け、マイナンバーカードを利用した電子申請の導入検討を進めます。

次に、36ページをお開きください。

第7章、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、子どもから高齢者まで安心して住み続けられるため、地域子育て支援センターの体制強化、介護予防教室事業等による社会参加のための支援や各種検診の受診率向上と健康管理意識の啓発などを進めます。

次に、43ページをお開きください。

第9章、教育の振興では、本村の特色を生かした教育環境の整備に向け、ICTを活用した学習活動の充実、外国語指導助手の配置や体験型英語教育による英語力の向上などを進めます。

これ以外にも、道路交通網の基盤整備、防災対策、地域医療の整備、生活交通の確保や温室効果ガスの排出削減に向けた取組等のその他分野においても各種政策を展開し、住む人が満たされ、訪れる人が癒やされる魅力ある村づくりを目指します。

以上、簡単ではございますが本計画の説明といたします。

なお、参考資料としまして令和3年度の事業計画を添付させていただいております。よろしくお願ひ申し上げます。

○千福議長 お諮りします。

議案第51号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第51号については委員会付託を省略い

たします。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 どうもご説明ありがとうございました。

こちらの16ページに基本目標として、住民基本台帳人口を現状の5,064人から4,805人へと、ここで目指すということで定められておりますけれども、この4,805人の根拠というのがこちらの4ページの人口推計ということになっているかと思いません。ここで人口推計が住基推計1と住基推計2の2つありますけれども、今回住基推計2の4,805人、こちらを採用された理由っていうのを伺いできますでしょうか。

○千福議長 山谷課長。

○山谷企画課長 今回の過疎地域の指定となった要件である平成2年から平成27年度までの25年間の人口減少率が村の場合は29.4%でした。今後の25年間もこの減少率で推移するものと推定しまして、令和8年度末を4,805人としたものです。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 こちら、平成17年から平成27年のこの10年間で大体年間100人程度の減少で推移しているということで、確かに割合っていうことで多少差異はあるのかなと思うんですけども、この住基推計2でしたら大体60人ぐらいの毎年減という計画ということですよ。現状からそこはやっぱり頑張らないといけないと思いますんで、目標達成に向けてしっかりと頑張っていたきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

続きまして、19ページの一番上です。こちらで、今後も本村のホームページ等で村の魅力や必要な情報を発信するとあるんですけども、こちら現状、そのホームページでどういった形で村の魅力や情報発信を行われておられるのか伺いたしたいと思います。

○千福議長 山谷課長。

○山谷企画課長 村のホームページは、ふるさと納税を中心に村の魅力を発信しています。今後、SNS等も活用して魅力ある村の施策を村内外に発信していきたいと考えております。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございました。

今SNSという言葉が出てきましたけれども、現状、千早赤阪村でSNSの事業っていうのは進んでいないとか、ほぼ活用されていない状態だというふうに認識しております。今後活用されるってことなんですけれど、具体的にこういった形で活用されるのか、現在予定されていることがありましたら教えていただきたいと思います。

○千福議長 山谷課長。

○山谷企画課長 まだ現在検討中ですが、まずは情報発信を先にやっていきたいと思えます。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 どうもありがとうございます。確かに昨今は様々な自治体でLINEですとか、ツイッターですとか、そういった形での情報発信。ホームページですとどうしても住民さんが能動的に見ないと見れない。ただ、ツイッターやLINEでしたら行政側から発信することができる。しっかりと活用をしていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございます。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

藤浦議員。

○藤浦議員 事業計画の中で、村道水分森屋線の設計及び村道水分森屋線の改良、これ事業費、今年度は0円になってるんですけど、ということは来年度はできるということですかね。

○千福議長 下休場課長。

○下休場施設整備課長 こちらのほう0円となっておりますけれども、実際には来年度に向けまして今年度から進めていく予定にはしております、今年度地元を下りまして、こちらは大型水路等もございますので、そちらのほうも調整していきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○千福議長 藤浦議員。

○藤浦議員 今の答弁で、進めていくということなんで安心したんですけど、こういうことに関しては、村長のインフラ整備が必要と。これは村長、選挙出たときね、マニフェストにも書かれていることでなんで、ぜひ実行してもらいたいと思います。

また、事業費だけでなく、大きな大型事業になると思うんですけど、そうすると事業費とかですね、また職員の方をやっぱり増やしてもらおうとか、そういうことも考えてもらい

たいと思います。そういうことでひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第51号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第15、議案第52号千早赤阪村税特別措置条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第52号は、千早赤阪村税特別措置条例の一部改正についてでございます。

本議案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域持続的発展計画の策定に伴い、地域の持続的発展に資する産業振興をより効果的に促進するため、固定資産税の課税免除について措置期間、対象業種など、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては担当より説明しますので、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由とさせていただきます。

○千福議長 詳細説明を北浦会計管理者兼税務課長。

○北浦会計管理者兼税務課長 それでは、議案第52号千早赤阪村税特別措置条例の改正についてご説明いたします。

この条例改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域持続的発展計画を策定する中で地方税課税免除制度を活用した企業誘致、設備投資を促進することから、地方税法の規定に基づき改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。

第1条では、根拠となる法律名の改正及び対象区域について市町村計画に記載された産業振興促進区域に改正するものです。なお、実際に対象となる区域は村内全域となり、これまでと変更はありません。また、対象となる設備投資については、取得または製作もしくは建設となり、建物及びその附属設備にあつては増築、改築、修繕または模様替えのための工事による取得または建設を含むとされ、対象範囲が拡大されます。

第2条では、対象期間を令和6年3月31日まで延長するとともに、次のページになりますが、設備の取得、価格要件を資本規模に応じ500万円まで引き下げます。また、対象業種に情報サービス業等を追加いたします。

附則として、施行期日は公布の日からとしております。

以上、条例改正の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第52号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第52号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第52号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第16、議案第53号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第53号は、令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算(第5号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ186万4,000円を追加いたしまして、予算総額35億2,157万4,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、6月補正にて誤って減額した人件費を増額するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第53号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第53号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 今回、こちら、積算誤りというふうにお聞きしてるんですけども、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

○千福議長 中野課長。

○中野秘書課長 この人件費につきましては、6月の補正予算のときに4月の人事異動に伴いまして人件費の組替えを行っております。今回、4月につきましては機構改革がございまして、かなり多くの人件費の移動があったという中で、この災害対策費でございますが、通常の間外手当と災害対応の間外手当を同じところで組んでおりまして、本来そこ

を切り分けて見る必要があったんですけどもその辺が確認不足で、余ってる分という認識で全て削減したというところでございます。

今日も台風が接近しておりまして、今後こういった防災対策が必要になってまいりますので、誤った分を再度補正するというものでございます。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 つまり、これは6月補正で減額したものをやっぱり増額してほしい、増額というか元に戻してほしいということによろしいでしょうか。

○千福議長 中野課長。

○中野秘書課長 時間外手当につきましては、災害、台風とかの警報時の体制のための時間外勤務手当を組んでおりまして、8月9日、また12日から15日に大雨警報がございました。そういった意味で職員の体制を敷いておりますので、その辺でも予算を使っていくということから、今日も今晚体制を敷く可能性もありますし、今後も台風の接近によって当然そういった体制が必要になってまいりますので、時間外手当を、誤った分を再度予算に戻すということでございます。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 今年たまたまですね、そういった予算の組み方になったということではないと思うんですよね。例年どおりやと思いますので、そういったケアレスミスというか、それが、できるだけケアレスミスがあったとしても課内で引き継いでいただけるようにしっかりとさせていただきたいというふうに思います。ひとつよろしく願いいたします。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第53号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第17、議案第54号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

藤浦議員。

○藤浦議員 それでは、議案第54号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年9月17日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員藤浦稔。賛成者、千早赤阪村議会議員井上浩一、賛成者、千早赤阪村議会議員徳丸初美、賛成者、千早赤阪村議会議員平田常信。

内容を読ませていただいて、提案理由にさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためにも地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、ほかの地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年9月17日。大阪府南河内郡千早赤阪村村議会。

以上です。

○千福議長 お諮りします。

議案第54号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第54号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第54号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第18、議案第55号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准

に向けた環境整備を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

徳丸議員。

○徳丸議員 それでは、議案第55号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年9月17日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員徳丸初美。賛成者、千早赤阪村議会議員井上浩一、賛成者、千早赤阪村議会議員平田常信、賛成者、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

内容を読ませていただいて、提案理由にさせていただきます。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書。

1979年、国連ではあらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は1985年、この条約を批准した。2021年現在、189か国が批准している。

さらに1999年、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた女性差別撤廃条約選択議定書が国連総会で決議、採択され、2000年12月末に発効している。2021年現在、条約批准189か国中114か国が批准しているが、日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくない。

このような選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。女性差別撤廃条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向のもとで、日本政府は選択議定書の審議に参加をし、決議に加わったものである。

しかし、日本は男女格差を測るジェンダーギャップ指数2021が156か国中120位に位置している。新型コロナウイルスの感染拡大で非正規職員の雇い止めをはじめ、特に女性への影響が大きい。女性差別撤廃条約が採択されて40年を超え、女性に対する差別を撤廃し、男女平等社会を実現するためのさらなる施策が急務となっている。

政府は、第5次男女共同参画基本計画で、女性差別撤廃条約の選択議定書については諸

課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めるとしている。

よって、国においては、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。令和3年9月17日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○千福議長 お諮りします。

議案第55号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第55号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第55号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第19、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

本件につきましては、議会運営委員長の田村委員長から閉会中に次期議会の会期日程等

の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中に調査を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

続いて、一般質問に入ります。

~~~~~

○千福議長 議事日程20、一般質問に入ります。

それでは、第1番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号6番、田村陽でございます。事前に通告させていただきましたとおり、小・中学校における新型コロナ対応は、また行財政改革は本当に行われているのかについてご質問させていただきます。

まず、大阪府では現在新型コロナウイルス新規感染者が一時期は1日当たり3,000人を超え、感染拡大はいまだ終息の気配が見えておりません。9月16日現在、村の感染者も累計で36人となり、村内各所での感染者発生を現実的に想定しなければならない段階に来ていると考えるべきだと言えます。

これまで、新型コロナウイルスは児童では感染しにくいとされていましたが、デルタ変異株発生以降、児童への感染事例が顕著に増加していると報じられており、保護者の間でも不安が広がっております。本村として、小・中学校における新型コロナウイルスにどう対応しておられるのか、以下5点についてお伺いいたします。

第1、教員、児童に発熱等の風邪症状を呈する者が出た場合。2、教員、児童に新型コロナウイルス陽性者が出た場合。3、教員、児童に濃厚接触者が出た場合。4、学級閉鎖及び休校の基準は。5、陽性者が発生した場合、ほかの教員、児童のPCR検査は行われるのか。

続きまして、質問2に移らせていただきます。

9月3日に行われました総括質疑において、平政会から行財政改革の進捗を問う質問をさせていただきました。その際、村税や公共料金等の自主財源の確保策、費用対効果を踏まえた事務事業や補助金の見直し、事務改善など、鋭意行財政改革に取り組んでいるとの答弁をいただきました。しかし、我々の目には一体どのような行財政改革が行われているのか現状では全く見えてきておりません。

そこで、改めて南本村長にお伺いいたします。

まず、第1。村税や公共料金等の確保策とは何か。具体的な策はあるのでしょうか。  
2、費用対効果を踏まえた事務事業の見直しとありますが、昨年結成された行財政改革プロジェクトチーム、こちらは機能しておりますでしょうか。

以上、ご答弁よろしくお願いたします。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、森田教育課長。

○森田教育課長 小・中学校における新型コロナ対応はについてご答弁申し上げます。

村立小・中学校では、令和2年2月から児童・生徒の体調チェックシートの提出や教職員の体調確認を毎朝実施しながら、マスクの着用や給食時の前向き黙食、小まめな換気、手洗い、アルコール消毒の徹底など、基本的な対策を講じているところです。また、授業などでは密集や近距離での対面となる活動を避けながら、緊急事態宣言下においては遠足、修学旅行などの中止、延期の措置や運動会、体育大会など行事の短縮、内容の精選を学校に指示しているところです。

学校における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、学校における新型コロナウイルス感染者発生時の対応についてなどのガイドラインを作成し、対応しております。

ご質問の要旨①から⑤の対応につきましては、日々の感染状況により随時変更しているところでございますが、現時点における対応として、①につきましては、37度5分以上の発熱や風邪症状がある場合は登校、出勤の見合せを指示しています。②につきましては、当該本人は起点日から2週間の自宅待機を指示し、当該校も起点日から原則2日間の休校措置としています。③につきましても、起点日から2週間の自宅待機を指示しています。④につきましては、複数の陽性者が判明した場合、7日間を基本に休校措置としています。⑤につきましては、保健所の判断のもと、濃厚接触者へのPCR検査が実施されることとなります。

今後も新型コロナウイルス感染症対策につきましては、学校、保健所などと連絡を密にし、保護者への適切な情報提供を行いながら、休校時の対応も含めて適切に対処してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。

文部科学省に先月、8月の末に、学校で児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン第1版、こちらが取りまとめられております。村のほうにも通達があったかと思えますけれども、その当該ガイドラインでは、臨時休業



を行う範囲や条件を事前に検討し、公表しておくことが適切というふうにされております。ただいまいただきましたご答弁により、臨時休業を行う範囲や条件、こちらに陽性者が出た場合は2日間の休校措置、そして複数陽性者が判明した場合は7日間の休校措置ということで理解しております。

そういった範囲や条件について適切に検討されておられるということは分かり、安心したところでありますが、公表についてはいかがでしょうか。公表は各学校において、どのような形で行われているのかお伺いいたします。

○千福議長 森田教育課長。

○森田教育課長 本村の教育委員会では、新型コロナウイルスの感染症に係る村立学校の対応についてとして、従前から保護者宛ての通知や学校だよりによりましてお知らせをしておるところでございます。その内容につきましては、学校の判断で学校のホームページでも公表をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。先日確認させていただきましたところ、若干小・中学校間でその公表の仕方に多少差異が見られましたので、できるだけやはり統一した基準で行っていただけるようお願いしたいと思います。

さて、同じくその当該のガイドラインでは濃厚接触者等の候補者リスト、こちらの作成について述べられております。濃厚接触者等の候補とは、濃厚接触者の候補及び濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補、こちらに該当する児童、教職員を指すということで、本来であればこの濃厚接触者等の候補者リストの作成は保健所が行うべきものでありますが、当該ガイドラインではリスト作成に関し学校の協力が必要というふうに規定されております。この濃厚接触者等の候補者リスト作成に関し、学校はどういった形で関わるのか、その点をお伺いいたします。

○千福議長 答弁者、森田課長。

○森田教育課長 ご質問の対応についてでございますけれども、正式に9月14日付で私どもの村を所管する富田林保健所から依頼が参っておるところでございます。内容につきましては、国が示す緊急事態宣言期間中の基本的な対応に基づいて、学校が校内の濃厚接触者等の候補者リスト作成に協力してほしい旨ということで依頼を受けておるところでございます。

本村教育委員会、学校の対応でございますけれども、その依頼に基づきまして候補者リ

ストを作成することといたしております、保護者宛てにはもう既に候補者リストを作成して個人情報を取り扱うという旨でご承認いただけるようの通知をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。

先ほど伺った休校の基準ということで、陽性者が発生したら2日間、複数だと1週間延びると、その中でこの濃厚接触者等の候補者リストを作成していかなければならないというのはなかなか実際に事務を行うという上では難しい側面もあるかと思うんです。しっかりと今後、発生するということを想定してご対応いただきたいというふうに思います。

現在のところは、まだ本村小・中学校におきまして新型コロナウイルス陽性者は児童、教職員ともに確認されておりませんが、もちろんそれは喜ばしいことではありますけれども、やはり今後発生していくというのは十分想定されてしかるべきことだと思いますので、保護者の皆さんが不安に陥ることのないよう、小・中学校ではもとより教育委員会としても今後もしっかりと情報提供を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、南本村長。

○南本村長 行財政改革は本当に行われているのかについてご答弁申し上げます。

さきの総括質疑において答弁させていただいたとおり、現在平成29年3月に令和3年度までを計画期間とした千早赤阪村むらづくり経営計画後期計画を策定し、行財政改革に取り組んでいるところでございます。

1点目の村税や公共料金などの確保策については、計画に村税及び公共料金の未収金等の徴収強化を掲げており、村税においては令和2年度決算で徴収率95.3%、特に国民健康保険料では99.24%と府内一番の徴収率となるなど徴収率の向上に取り組んでおります。また、広報紙や村のホームページでの広告料収入の確保策やふるさと納税による収入増加など、自主財源の確保に努めているところでございます。

次に、2点目の財政健全化推進本部については、本村の財政健全化を図るとともに効率的な村政運営を推進することを目的に令和2年1月1日に設置いたしました。これまでの推進本部の進捗状況につきましては、設置後、下部組織である財政健全化検討委員会を3回開催し、財政健全化に向けた取組として事務事業や補助金の洗い出し、使用料及び手数

料の見直し方針などを検討していましたが、推進本部会議の開催には至っておりません。昨年度においては、新型コロナウイルス感染対応などの影響により財政健全化検討委員会も開催できていない状態です。

そのような中、現在のむらづくり経営計画も今年度末で終了することから、今年度からスタートする第5次総合計画を効果的、効率的に推進するためにも行財政改革を推進しなければならないと考えており、現在次期行政改革の計画策定に向け検討を進めているところでございます。必要に応じて財政健全化推進本部を開催しながら、引き続き計画策定に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 村長、どうもご答弁ありがとうございます。これまで、行財政改革については計画に基づき取り組んでいるというふうなご答弁をいただきましたけれども、同時に昨年2月、令和2年1月1日に設置された財政健全化推進本部についても、昨年度は財政健全化検討委員会も開催できておらず、推進本部会議、こちらも開催できていないということとただいまお伺いいたしまして、それが我々にあまりこの財政健全化、行財政改革が進んでいないと、そういった印象を我々が受けているその原因はそういうところにあるのかなというふうに思います。

やはりこの自主財源の確保ですとか事務事業の見直し、そういった抜本的な行財政改革、これは必要不可欠だと思いますので、ぜひとも早急に取り組んでいただきたい。ぜひとも村長には行財政改革の旗振り役となっていただきたい。この行財政改革に対する村長の思い、こちらをお聞かせください。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 再質問についてご答弁申し上げます。

さきの総括質疑でもご答弁させていただいたとおり令和2年度決算で実質収支では黒字を堅持しましたが、村税などの自主財源が歳入全体の約17%と乏しく、地方交付税や国、府支出金などの依存財源に頼らざるを得ない状況であり、今後の人口減少や少子・高齢化の進展においては決して楽観視できるものではないと認識しております。また、新庁舎建設、公共施設の長寿命化や金剛山ロープウェイ事業の処理など課題が山積しており、さらに財政悪化に拍車をかけることも懸念されます。

ただ、行財政改革の中で私自身が重要視するのは、行政改革として機構改革をはじめ働き方改革を推進することで住民サービスの向上を目指すことが不可欠であると考えます。

また、財政改革は、限られた財源の中でできる限り住民サービスを低下させることなく、経費削減を図り、一方で税収を確保するために将来に向けビジョンを持ち、危機感を持って推進していきたいと考えております。ここで思い切った行財政改革が不可欠と認識し、そのためにも次期行財政改革計画をできるだけ早急に策定してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。

去る9月8日、読売新聞のほうに大阪府による府内8町村の財政シミュレーションが掲載されました。そちら粗い試算であるとはいえ、そこでは本村においても数年以内に財政調整基金が枯渇してしまうと、そういう一つの衝撃的な可能性が示されておりました。

総括質疑におきましても要望させていただいたところでもありますけれども、今後も持続可能な財政運営を目指していくには中・長期の財政収支見通しが不可欠であるというふうに思われます。財政収支見通しを策定する予定というのは今後ありますでしょうか。その点、お伺いいたします。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 再質問についてご答弁申し上げます。

数年以内に財政調整基金が枯渇するという読売新聞の記事についてですが、令和2年度決算では財政調整基金が約8億9,500万円、公共施設等の整備基金が約7億3,600万円など、全ての基金残高合計が約20億6,000万円となっております。直ちにこれら基金が枯渇することは考えにくく、本村の行財政事情を踏まえた中で基金の取扱いを検討していきたいと考えております。

そのような状況において、財政収支見通しについては、今後も多様化する住民サービスに対し、住民サービスを低下させることなく将来への投資を推進していくためには、村税収入をはじめとした歳入の予測や歳出見通しを立てることが重要で、中・長期的な財政収支見通しの策定が必要と考えております。今後、これら財政収支見通しを見据えながら行財政改革を推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き議員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたしたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 ご答弁どうもありがとうございます。

菅内閣が成立したのはちょうど1年前の2020年9月16日のことです。パンデミックとも呼ぶべきコロナウイルスの流行もあって、菅内閣の支持率は高いとは言えない現状がございますけれども、その一方でデジタル庁の発足ですとか、携帯料金の大幅値下げ、大規模ワクチン接種実施など、十分評価に値する功績もしっかりと残されたというふうに感じております。

さて、話を本村に戻します。南本村長が就任されたのは昨年6月であり、村長に就任されてから1年と少しが経過しております。村政改革を公約に当選されました。ただ、この1年で改革がどのように行われてきたのか、我々の目には見えてきていないところがございます。

大阪府の試算にもありますように、本村の財政状況は依然として危機的な状況でございます。抜本的な改革が行われな限り、近い将来ほぼ確実に基金は底をつくこととなります。

今はもう時間を無駄にしているような余裕はありません。この抜本的な行財政改革というのは、これはもう権限を持つ村長にしかできないことです。村の将来を真剣に考え、一刻も早く抜本的な行財政改革をしていただきたい、その点をお願いして一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○千福議長 第2番目の質問者、藤浦議員。

○藤浦議員 議席番号7番、藤浦稔です。議長通告に基づき、2問質問させていただきます。

1問目、新庁舎建設の進捗状況についてです。

令和3年6月9日開催の第20回庁舎建設特別委員会では、新庁舎の配置プランと今後のスケジュール案が示されました。また、6月議会では、新庁舎の建設工事と新庁舎建設工事監理業務の債務負担行為補正や新庁舎建設関係経費2億3,800万円の補正予算が計上されました。それを村議会、平政会からの申出により、新庁舎の配置プランの一部見直しを行ったことにより、2期工事完成は予定どおりであるが令和3年5月予定していた1期工事の完成は3か月程度遅れるとの報告がありました。

見直しをしていただいたことはありがたいのですが、間取りの一部を見直しただけで3か月も遅れるのは私は疑問です。当初から1期工事のスケジュールに無理があったのでは。現在の新庁舎の進捗状況と、一部を残す既存庁舎の改修工事の内容や駐車場などの外構工事が完成し、グランドオープンまでのスケジュールを伺います。よろしく申し上げます。

2 問目、農業用ため池の保全管理についてです。

近年、台風などによる豪雨や大規模地震などにより、農業ため池が被災するケースが多発しております。平成30年7月豪雨では広島県を中心に32か所のため池が決裂し、ため池の下流に大きな被害を与えました。この豪雨により決壊したため池は、江戸時代以前に築造されたため池や築造時期が不明なため池が多く、権利管理が不明確かつ複雑であったようであります。村でも農業ため池は多数あると思われませんが、所有者や管理者の高齢化、ため池を利用される農家さんの減少により日常の保全管理が困難となっているのですか。村の農業ため池の状況を伺います。よろしく申し上げます。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、安井まちづくり推進課長。

○安井まちづくり推進課長 新庁舎建設の進捗状況についてご答弁申し上げます。

さきの6月に開催しました庁舎建設特別委員会でご提案しました変更プランを基に、現在設計変更作業を行っているところでございます。

作業内容としましては、主に配置変更となりますが、今回の対象箇所が村長室、応接室や議長室といった個室となっており、間取りの変更に加えまして空調やそれに係る電気配線、配管など、設備に関する部分での見直しに約3か月程度の期間が必要となっております。

今後のスケジュールについては、9月中に設計を完了し、10月中に入札手続きに入り、年内には契約及び工事に着手し、来年度の秋には1期工事を完成し、庁舎機能の一部を移転する予定となっております。駐車場を含めた外構工事と2期工事部分については、令和5年秋の完成予定を目指し計画を進めております。また、利用予定の既存庁舎北側鉄骨部分については、旧庁舎撤去工事後の跡に2期工事と同時並行で整備を計画しており、工事完了の時期については、新庁舎工事と既存庁舎改修工事が同じタイミングとなるよう計画を進めております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 新庁舎に係るトータルの事業費は10億円以内と以前から言っておられますが、建設資材や建築コストなどは上昇しています。計画当初は新型コロナウイルス対策に関する設備などを見込んでいなかったと思われるが、10億円以内でグランドオープンすることは可能なのかを伺います。

○千福議長 答弁者、安井まちづくり推進課長。

○安井まちづくり推進課長 新庁舎整備に係る事業費10億円を目標に計画を進めており

ます。現在計画中的の新庁舎については庁舎の規模や内装など当初計画を踏襲した計画となっており、執務スペースの確保はもとより機械換気による換気量を増やすなど、新型コロナウイルス対策を踏まえた内容としております。また、既存庁舎の詳細な改修内容については、新庁舎の工事費を見ながら計画していくこととしており、できる限り事業費10億円を目標に計画を進めております。

しかしながら、ご質問のとおりコロナ禍の影響を受けた労務単価や技術者単価の引上げ、さらには中国や米国の需要拡大による鋼材などの原材料の高騰などの要因により、新庁舎建設を取り巻く状況は大変厳しい状況にあります。加えて、先の見えないコロナ禍の状況下、やむなく目標額を超えることも予想されます。その場合、庁舎検討委員会でご議論いただき、その上で庁舎建設特別委員会の場でご審議いただくことになるとは思います。一日も早い新庁舎の完成を目指し進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。藤浦議員。

○藤浦議員 要望をお願いします。

鋼材などの原材料や労務単価などの上昇により目標額の10億円を超える場合は、早い段階で庁舎検討委員会や議会に情報提供を行っていただきたいと思っております。また、10億円にこだわり過ぎて村民が利用しにくい新庁舎建設はやめてもらいたいです。

新庁舎建設予定地は長期間封鎖されたままであり、村民は新庁舎建設に関心を持っておられ、職員の方々も新庁舎の完成を待っているのが本心だと思います。村民が利用しやすく職員が働きやすい新庁舎の建設のため、建築の専門家でもある南本村長が手腕を発揮されるよう要望いたします。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、仲野観光産業振興課長。

○仲野観光産業振興課長 農業用ため池の保全管理についてご答弁申し上げます。

本村では、平成30年度に約35か所あったため池を大阪府と一緒に調査した結果、全部壊廃、一部壊廃となるため池が16か所あり、そのうちため池管理法に基づく特定農業用ため池に指定されているのは水分の満所池、森屋の宮池など計11か所でした。特定農業用ため池11か所のうち貯水量10万トン未満かつ堤高10メートル未満のため池で、決壊時の被害が大きいため池としてCランクに位置づけされたのが森屋にある宮池で、毎年大阪府と村が合同で立会いをして水防ため池点検調査を行っております。

今年度の調査では漏水や陥没などといった改修が必要な指摘事項はありませんでしたが、堤体が雑草繁茂でしたので、保全管理を行うことになっている受益者に管理指導を行いました。宮池以外の特定農業用ため池10か所については、大阪府が作成したため池適

正管理防災工事等促進のための運用指針案に基づき、5年間で点検調査を行うこととなっています。

今後は所有者または管理者の高齢化に伴い日常の保全管理が困難であると考えますが、引き続きため池の適正な管理指導に努めたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 特定農業用ため池の中で唯一森屋の宮池がC級ランク、ランクづけされたことですが、C級とは一体どのような状況なのか伺います。

また、宮池周辺には住居もあり、万が一決壊した場合は被害も発生するが防災対策などは考えているのか、よろしくをお願いします。

○千福議長 答弁者、仲野観光産業振興課長。

○仲野観光産業振興課長 大阪府水防計画で、ため池のランクづけはA、B、C級に区分されており、A級は決壊時の被害が特に甚大なため池で貯水量10万トン以上、堤高15メートル以上であり、B級は決壊時の被害が甚大なため池で貯水量10万トン以上、堤高10メートル以上であり、C級はA級、B級以外の決壊時の被害が大きなため池とされております。

耐震診断の実施とハザードマップの作成がA、B、C級とも法的に義務づけされております。宮池はC級であることから、令和4年度に耐震診断の実施及びハザードマップの作成をする予定で、両事業とも全額国庫事業を活用すべく大阪府を通じて国に予算要求を行っております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望をお願いします。

答弁ありがとうございました。

令和4年度には耐震診断の実施やハザードマップの作成に向けて予算要望をされておられますが、耐震診断の結果によってはため池の耐震補強工事も必要となる場合もありますので、防災・減災対策に引き続き取り組んでいただきたい。また、宮池以外の特定農業用ため池についても大阪府とともに、定期的に点検調査を行い、安全・安心な村づくりに積極的に取り組むよう要望いたします。

○千福議長 ここで休憩を行いたいと思います。



再開は13時からといたしますので、よろしく申し上げます。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○千福議長 それでは再開します。

第3番目の質問者、服部議員。

○服部議員 議席番号3番、日本共産党服部幸令です。通告に基づき、2点について質問いたします。

1点目は、村内の盛土の把握と調査です。

7月3日に静岡県熱海市で大規模な土石流、土砂災害が発生しました。この土石流の主な要因は、建設会社の不適切な残土処理による盛土だとされています。この災害を受けて、国土交通省の危険指定箇所は全国に52万か所以上あり、各自治体に盛土の調査を国は指示しています。本村は特に山地が多く、どこでも土砂災害の危険性があります。熱海市の土石流、土砂災害の被害の要因は、建設会社の不法な残土廃棄と考えています。また、熱海市は今回の災害により、残土の処理に対して市の条例の見直しをされたようです。村内の盛土の場所の把握や適正な工事がなされているかの調査について伺います。

2点目は、イノシシ対策についてです。

8月19日の16時頃、小吹にてイノシシに襲われ、貴い人命が失われる事故がありました。事故後は事故のチラシ、看板設置、周辺のパトロールなど、事故後の迅速な対応に感謝を申し上げます。

事故付近は日頃から小吹、小吹台の住民の皆さんの散歩コースになっており、またこの事故現場の近くにカフェも開業したことから人の往来が増えることが考えられます。さらなる事故を防ぐ必要があるので、今後の対応について伺います。ご答弁よろしく願いいたします。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、赤阪理事。

○赤阪総務民生担当理事 村内の盛土の把握調査についてご答弁申し上げます。

去る令和3年7月3日に、西日本から東日本にかけて記録的な大雨になり、熱海市で土石流が発生し多くの住宅が巻き込まれ、今なお安否不明の方が1名おられ、一日も早く確認されることを願う次第でございます。

土砂災害防止法に基づき国土交通省が指定している大阪府内の土砂災害危険箇所数は4,361か所で、うち千早赤阪村は267か所指定されております。また、大阪府は以前に調査した大阪府内の大規模盛土造成箇所数ですが、2,101か所、うち千早赤阪村は21か所と認識されておりますが、詳細は現在調査中としています。

国土交通省は山地に起因する土砂災害について、人家や病院、学校、道路などの公共施設に直接被害が及ぶ地区を指定し、山地災害危険地区として公表されております。村は、山腹崩壊危険地区31か所、地滑り危険地区は0か所、崩壊土砂流出危険地区40か所が指定されております。

村では、大阪府からの依頼によりまして、平成12年度以降の土砂埋立て、宅地造成や開発の許可を行った場所の抽出確認作業を行い、報告を終えたところでございます。

今後は、国からの対応方針が示されるものと考えております。

なお、土砂の埋立ては、3,000平米以上は平成27年7月に施行した府条例により規制し、3,000平米未満を平成29年7月に施行した村条例で規制しております。いずれの条例も適正に土砂埋立てが施工されるよう構造上の技術基準を設けるなど、必要な事項を定めて実施いたしております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

服部議員。

○服部議員 要望をお願いします。

ご答弁ありがとうございました。村内の危険地区が把握されており、また府と村の条例がきちんと制定されており、土砂埋立てが適正に処理されていることがよく分かりました。

地球温暖化による気候変動が顕著になり、線状降水帯やスーパー台風等に起因する大規模災害が今後も起こる可能性が高まってきています。大規模災害を防ぐためにも、今後も村内の危険地区の把握や工事の適正さの確認を行っていただけますようよろしくお願いして要望とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、菊井危機管理課長。

○菊井危機管理課長 イノシシ対策についてご答弁申し上げます。

さらなる事故を防ぐ必要があるので、今後の対応については、注意喚起の看板設置や定期的なパトロールを引き続き実施するとともに、大阪府猟友会富田林支部に捕獲依頼を行い、有害鳥獣捕獲許可を発行し、箱わな及び銃によるイノシシの捕獲を進めております。

イノシシは本来臆病でおとなしい性質を持っています。普通、イノシシが人に出会ってもイノシシのほうから逃げるものですが、興奮していたり、繁殖期や分娩後で攻撃的になっていたり、至近距離で突然出会った場合に注意が必要であることは確かにあります。イノシシによる人的被害に遭わないように、ホームページや来月の広報紙10月号にイノシシに出会わないような行動やイノシシに遭遇したときの対応の仕方を掲載する予定でござ

います。

引き続き、適正なイノシシ駆除をするとともにイノシシの対応について住民の方々に正しい行動を周知していき、事故の再発防止に努めたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。イノシシへの対応が日頃から行われていることがよく分かりました。

ただ、イノシシ対策と併せてお聞かせ願いたいのが、アライグマやハクビシンといった特定外来種の対処です。特にアライグマはイノシシと比べても劣らないぐらいの繁殖力があり、またイノシシよりも気性が激しく、特定の民家でもひっかかれたり、かまれたりといった報告が増えている傾向にあるようです。村内のアライグマの捕獲数や頒布増嵩を教えてくださいいただけますでしょうか。よろしくお願いします。

○千福議長 答弁者、仲野観光産業振興課長。

○仲野観光産業振興課長 アライグマによる被害状況につきましては、村単独の被害状況は不明ですが、大阪府アライグマ対策連絡協議会で南河内地区の数値となりますがご報告させていただきます。

平成30年度被害額が367万4,000円となっております。被害面積といたしましては0.8ヘクタール、令和元年度の被害額といたしまして330万5,000円、被害面積として9.4ヘクタールで、大阪府全体では令和元年度の被害額が2,921万4,000円と被害額的には横ばいとなっております。

ハクビシン、ヌートリアっていうものの農被害の件ですが、ヌートリア、ハクビシンについては大阪府防除計画に定めておらず、狩猟免許所有者による狩猟期間のみで捕獲が可能となっております。現在、捕獲期にアライグマ以外が捕獲された場合には、錯誤捕獲であり放獣しなければならない状況であります。

今後、本村も有害鳥獣対象獣としてヌートリア、ハクビシンを追加することで捕獲できるように検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とします。

○千福議長 再質問をお受けします。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。

ハクビシンやヌートリアも有害対象獣となることなんですけども、これからわなや猟友

会による殺処分が増えてくると思うんですけども、こういったイノシシやアライグマの処分方法などをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○千福議長 答弁者、仲野観光産業振興課長。

○仲野観光産業振興課長 イノシシやアライグマに対するの処分方法につきましては、鳥獣被害対策実施隊による止め刺し処置後に委託先である業者のほうに持っていき、焼却処理とさせていただきます。アライグマの捕獲器の貸出状況というところですが、村の所有台数は11器あります。平成30年度で29件、令和元年度で7件、令和2年度で22件、令和3年度で14件貸し出してあります。捕獲頭数につきましては、平成30年度で17頭、令和元年度で2頭、令和2年度で8頭、令和3年度現在では3頭となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 要望をお受けします。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。

今後も、農作物もですが、人的被害が出ないように定期的なパトロール、また注意喚起、そして的確なわなや駆除を求めたいと思いますので、要望として終わります。ありがとうございました。

○千福議長 第4番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号2番、公明党井上浩一でございます。議長通告に基づき、2点質問させていただきます。

まず、1点目ですが、緊急要望への対応とその後ということで、私は本年5月にコロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望を行いました。内容は、今から読み上げるとおりです。

コロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望。

今、世界各国で女性の月経に関する生理の貧困が問題となっております。生理の貧困とは、生理用品を買うお金がない、また利用できない、利用しにくい環境にあることを指し、発展途上国のみならず格差が広がっている先進国においても問題になっていきます。この生理の貧困解消のために、例えばイギリスでは全国の小・中高校で生理用品が無償で提供されていると報道されています。また、フランス、ニュージーランド、韓国なども同様の動きがあります。

この問題は、日本でも無関係ではなく、先日任意団体である「#みんなの生理」が行ったオンラインアンケート調査によると、5人に1人の若者が金銭的な理由で生理用品を買

うのに苦労した、ほかのもので代用しているなどの結果が出ています。また、貧困で購入できないだけでなく、ネグレクトにより親等から生理用品を買ってもらえない子どもたちがいるとの指摘もあります。

千早赤阪村において、誰一人取り残さない社会を実現するために、一日も早くこのような女性の負担軽減に取り組んでいただくよう以下要望します。

記、1、防災備蓄品の生理用品を必要な方に配布してください。

2、配布に関しては、利用しやすいようにネット申請や郵送も可能にしてください。

3、防災備蓄品等の食料も併せて生活困窮者に配布してください。

4、府内の小・中学校や公共施設等の個室トイレで生理用品を無償で提供することを検討してください。

以上。

このようにコロナ禍で浮き彫りになった問題ですが、始まりは私たちの党の国会議員に日本若者協議会の紹介で生理の貧困について署名運動を行っていた「#みんなの生理」という団体より相談があり、この問題について勉強会を重ね、国会で私たち党の議員が取り上げ質疑が行われた結果、地域女性活躍推進交付金に予備費から13億5,000万円の追加措置がされることになり、この交付金を活用して自治体がNPOなどの民間団体に委託して行う事業の中で女性の生理用品などの提供が可能となった経緯もございます。

このような中、本村においても素早く対応をしていただき大変ありがたく思いますが、細かい実施内容等を確認できていないので、現状のされている対応と今後の予定、対応をお伺いしたいと思います。1として、どのように対応され、また結果、反響や実績はどうか。2として、継続して行うのか、問題点等はないのか伺いしたいと思います。

続きまして、2点目としまして、再生可能エネルギー導入の推進についてであります。

気候変動問題を背景に、温室効果ガスである二酸化炭素を排出する火力発電などの代替エネルギーとして再生可能エネルギーの普及に期待が高まっています。本村においても水力発電所が存在した歴史がございます。2050年にカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言している政府の様々な施策が実施されているようですが、村として参画できる事業等はないのでしょうか。また、検討されているような事例はあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

以上、2点についてご答弁お願いいたします。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、赤阪理事。

○赤阪総務民生担当理事 緊急要望への対応とその後についてご答弁申し上げます。

1点目の、どのような対応をされて、結果環境や実績はどうかについては、いただきま

した緊急要望はコロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望が4点ございましたが、そのうち2点の要望であります防災備蓄品である食料及び生理用品の配布については、生活困窮者に災害用備蓄品の非常食50セット、生理用品30パック、乳児用ミルク4セットを無償に配布する取組を7月1日から実施いたしました。

また、残り2点の要望であります学校も含め公共施設の個室トイレなどでも生理用品を提供すること、ネット申請や郵送も取り入れることにつきましては、あくまで防災用備蓄物品ですので各施設での配布までは考えておりません。

また、備蓄物品では賞味期限、消費期限がございます。配布する内容もその都度変更しております。

また、配布方法は、管理上の観点から今後も窓口による配布を考えております。

また、周知方法は、村ホームページと役場1階入り口のカウンター、2階危機管理課窓口カウンターに配布用カードを置いて周知をいたしております。配布するときは窓口に来られた方のお名前などを尋ねることはしておらず、配布用カードの提示をもって引き換えております。

実績につきましては、1件ございました。

次に、継続して行うのか、問題点等はないのかについては、備蓄物品の賞味、消費期限が残り1年になった備蓄物品については、引き続き各地区自治会も含め継続して配布を実施していきたいと考えております。

また、課題につきましては、配布する備蓄品が偏ることがございます。配布する備蓄品の内容も含めまして、周知及び配布方法をその都度検討したいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ご答弁ありがとうございました。また、備蓄品での対応、ありがとうございます。防災備蓄品対応だけでなく、学校や公共施設等の個室トイレで生理用品を無償で提供することについてどのようにお考えになっているのでしょうか。最近では、少しずつ無償提供の動きが全国としてございます。学校等では様々な対応をいただいているようですが、もう一步踏み込んだ対応はできないのでしょうか。女性の意見を尊重し、検討していただけないのでしょうか。よろしく願いいたします。

○千福議長 答弁者、赤阪理事。

○赤阪総務民生担当理事 再質問についてのご答弁をさせていただきます。

生理困窮の取組については、ご質問にあったように南河内地区のほとんどの市町村で生

理用品の配布は実施されております。また、トイレの個室などに配布しているのは、そのうち1市となっております。

村としましては、先ほどご答弁したように、トイレで配布するということは管理面や衛生面から実施することは今のところ考えておりません。

また、配布内容については広報紙10月号に掲載する予定をしており、今後とも周知に努めたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 すいません、要望に代えさせてください。

答弁ありがとうございました。

小・中学校や公共施設等の個室トイレで生理用品を無償で提供することは管理や衛生面で課題があるとのことでありましたが、そもそも生理用品を受け取るために誰かにお願いすることを強いるようでは駄目だと考えます。トイレットペーパーが常備されているように、いつでも自由に使えるようにならないと女性の尊厳を守るとは言えないのではないのでしょうか。誰一人取り残さない社会を実現する、この言葉を少しでも実現に近づけるため、努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、赤阪理事。

○赤阪総務民生担当理事 再生可能エネルギー導入の推進についてご答弁申し上げます。

以前、東阪地区の岩井谷において水力発電事業が行われていたことから、平成27年度に民間事業者やNPO法人とともに小水力発電の復活に向け調査研究をいたしましたが、千早川の水量が減水していることから採算性がないとの結論に達した経緯がございます。

また、村では平成30年度にESCO事業を導入し、公共施設の照明設備と空調設備の省電力化や太陽光発電を行うことで、運営コストの削減とともにCO<sub>2</sub>削減に取り組んでいます。

今後も各公共施設のCO<sub>2</sub>削減に取り組むとともに、大阪府等の関係機関と連携し、村民に対しカーボンニュートラルの周知啓発に努めます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ご答弁ありがとうございました。

平成27年に調査研究をされたということではありますが、調査をされた内容とまた結果を概略で結構ですので教えていただけませんか。

また、最近では国レベルでも環境負荷の少ないエネルギーに力を入れているので、現時点では違った視点で見ることができるのではないのでしょうか。関連の補助事業なども行われ、各地で事業が進められております。村では水量は落ちてきたとはいえ、利活用できそうな場所が数多くあるように見受けられます。例えば、一般財団法人新エネルギー財団の水力関連補助事業や農林水産省が行う地域用水環境整備事業などを活用し、水路などの環境整備と、また地域の観光スポットとして水車等による発電など、取り組んではいかがでしょうか。

また、関連した質問であります。用水路やため池など、またそれに準ずるものについては、村行政として管理また掌握はされているのか、そのまた予定はあるのか伺いたしたいと思います。お願いいたします。

○千福議長 答弁者、赤阪理事。

○赤阪総務民生担当理事 ご答弁申し上げます。

平成27年の調査内容と結果の概要でございますが、調査時の使用可能水量の試算は、動植物の生息、景観、湧水の清潔保持等の項目全てを満足する維持流量を確保すると、発電に使用可能な常時流量は0.03立方メートル毎秒となり、水力発電事業が行われていた当時の常時流量0.167立方メートル毎秒と比べるとかなり開きがある結果となっております。

常時流量から試算した20年間の売電収入と20年間の事業経費を差引きすると約3,200万円の赤字となり、さらに初期投資を含めると約4億1,900万円の赤字となることから、当該地での事業性は低いという結果となっております。

次に、お話のございました農林水産省所管の地域環境用水環境整備などの農業水利の施策を進めるということから。メニューとしましては小水力発電整備などもございますが、事業採択を受けるには農山漁村地域整備交付金、実施要領もございます要件等にも該当しなければならない。また、当該水利管理者あるいはため池等の管理者と協議が必要となってきます。何より何を目的として、どのような内容で、どのような規模でそういったことなど計画策定も必要となります。そういった面から、かなりハードルはなかなか高いものと考えます。

また、カーボンニュートラルへの取組でございますが、炭素の排出ゼロということではありません。排出量から吸収量を引いて実質ゼロにするということで、本村は中山地域でもあり、村域の大半が森林を占めております。森林整備を進めることでCO<sub>2</sub>吸収増加に



つなげることも非常に有効であると考えております。いずれにしましても、国の2050年カーボンニュートラル宣言の実現に向け、議員からのご提案も踏まえ、村としましても新たな取組について検討を進めていく必要があると考えております。

それから、また用水路、ため池の管理掌握についてでございますが、用水路につきましては地区の水利組合等で管理されており、細部までは掌握できておりません。ため池につきましては、午前中の藤浦議員の一般質問でもお答えしたかと思いますが、壊廃、一部壊廃したため池が16か所、ため池管理法に基づく特定農業用ため池に指定されているため池が11か所となっており、ため池につきましては管理者等の把握はいたしております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 すいません、要望に代えさせてください。

ご答弁ありがとうございました。

水力発電につきましては、現在進行形で各自様々な形で進められております。本村でも小水力発電に取り組んでおられる方がおられます。世界的にも地産地消で完結できるような再生可能エネルギーに期待が高まっております。また、河川や水路に関しては、防災や減災対策につながることも重要な要因であると考えます。そういった意味では、ぜひ取り組むべき課題ではないでしょうか。もう一つ付け加えると、林業や農業また観光にもつなげることができる要素をはらんでいると考えます。アイデアを寄せ合い、実現を望みます。

以上です。

○千福議長 続いて、第5番目の質問者、平田議員。

○平田議員 議席番号5番、自民党無所属の会平田常信です。議長通告に基づき、質問をさせていただきます。

コロナ禍における大地震発生時の避難施設についてという質問です。

先日のニュースで、新型コロナが落ち着くにはまだあと二、三年余りかかるという報道がありました。折から今年9月は防災の日ということで、98年前に発生した関東大震災にちなんだものです。2011年3月11日に発生した東日本大震災から早くも10年がたち、人々の記憶も薄れています。

広報「ちはやあかさか」2021年9月号の木造住宅の耐震診断の記事にあるように、大阪でも今後30年以内に60%から70%の発生確率で南海トラフ地震が起こると予想されています。いつどこで発生するか予測することが不可能な大地震に備え、コロナ禍で

の対策をするということが重要だと思います。

そこで、現在の村の防災対策についての質問です。

1 番目、トイレ不足が発生しないか。最大想定避難者数と各避難施設、コロナ禍での受入れ可能数。2 番目、要配慮者。高齢者、妊婦、障害者の避難体制と福祉避難所の設営は可能か。3 番目、学校の教室などを避難施設とすることが可能か。4 番目、村内の民間施設を避難施設として使用できるようにお願いすることができるか。5 番目、ペットの避難施設の受入れは可能かということです。ご答弁よろしく願いいたします。

○千福議長 質問事項 1 番目の答弁者、菊井危機管理課長。

○菊井危機管理課長 コロナ禍における大地震発生時の村の避難施設についての対策をについてご答弁申し上げます。

1 点目の最大想定避難者数と各避難施設、コロナ禍での受入れ可能数については、平成 25 年度に大阪府により公表されました南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会での資料によりますと村及び周辺を含めた地域は比較的固い層とされているため、本村が受ける最大震度は 5 強から 6 弱と推定されております。被害想定については、建物被害棟数は半壊から全壊までで 4 7 1 棟、また避難所生活者数は 3 0 6 人となっております。各避難所のコロナ対策をした受入れ合計数は 3 8 6 人です。

1 点目については、断水などで避難所のトイレが使用できない場合は、避難所用の設置型トイレを 3 5 台、凝固剤を 2, 7 0 0 回分備蓄して対応したいと考えております。

次に、2 点目については、現在各地区自治会と協議、調整をしながら避難体制の一つとして避難行動の個別計画を進めている段階であります。また、福祉避難所の設営は、避難所内に支援を必要とされる要配慮者の存在を把握したときは千早赤阪春の家、ケアハウス春の家に受入れ要請をすることになっております。

次に、3 点目につきましては、避難想定数と避難所の受入れ数の範囲内と考えているため、学校の教室を避難所にする考えはありません。

次に、4 点目については、今年度は 6 月 3 0 日に第一航空株式会社と航空機による業務協力の災害協定を締結いたしました。また、現在村内の企業と災害時の一時避難場所及び集積場所を提供いただく災害協定の調整を行っております。

次に、5 点目につきましては、災害が発生した場合避難所に多くの住民が避難することになりますので、アレルギーのある方、動物嫌いな方など様々ですので、避難所屋内にペットを受け入れることはできないと考えております。ペットについては、屋外や車内などに連れてもらうようにしております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

平田議員。

○平田議員 ありがとうございます。被害想定範囲で防災対策を講じられているというのがよく分かりました。

防災対策は誰もが知っているように必要不可欠で、対策を講じるとそれだけ村の職員の負担や資材等備蓄品の費用がかかると思っています。

4点目の村内の民間施設を避難施設として使用できるようにお願いすることは可能かにつきましては、災害協定の調整を行っているという答弁をいただきました。具体的にはどのような企業と、また今後についても含めお伺いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井危機管理課長。

○菊井危機管理課長 再質問についてご答弁申し上げます。

今現在進めている村内業者については、広い敷地で製造兼販売を営んでいる企業でございます。また、新たな企業につきましては、仮設トイレなどを扱っているユニットハウス業者や生活用品などを取り扱っている企業との協定締結に向け調整を行っております。

以上を答弁いたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

平田議員。

○平田議員 ありがとうございます。

村単独で防災対策を行うというのも限界があると思います。民間の力を積極的に活用していただけたらと思いますので、引き続きよろしくお伺いいたします。

さて、先日9月2日の読売新聞に、7月に土石流が発生した熱海市のことですが、静岡県市町村の職員述べ約1,300人の応援があり、現場で職員の過不足が生じたことがあったが目立った混乱は起きていない、今後熱海市は受援計画を策定すると掲載されておりました。村のこの受援計画の考えをお伺いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井危機管理課長。

○菊井危機管理課長 再々質問についてご答弁申し上げます。

この受援計画は、地震や水害などの大規模災害が発生し、市町村独自で対応できない事態になったときから一定落ち着くまでの期間を計画するものです。計画内容は、庁内全体の人的支援と物的支援を必要とする人員及び物資の把握の仕方やその人員及び物資を受け入れる体制をどのようにするかを計画するものです。

現在、大阪府から市町村に対して受援計画のひな形が示されております。10月1日に説明会が開催される予定でございますので、村におきましても大阪府が示されているひな

形を基に受援計画を策定していきたいと考えております。

以上を答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

平田議員。

○平田議員 ありがとうございます。受援計画については、今後策定していただくということで認識いたしました。先ほども申し上げました、いつ起こるか分からない大災害、大地震について、いち早く、一つ一つ急ぐ分から準備にかかっていたいただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○千福議長 第6番目の質問者、徳丸議員。

○徳丸議員 議席番号4番、日本共産党徳丸初美です。議長通告に基づき、2問の質問をさせていただきます。

1問目、高齢者の医療費引上げストップを。

国は、来年9月から75歳以上の医療費の窓口負担を1割から2割に引き上げる方針です。一つ、高齢者にとってこれ以上の負担は耐えられません。村として、国に対して引き上げないよう申し入れるべきではないでしょうか。全国町村長会にも同様に国に対して引上げストップの申入れの要請をしていただきたいと思います。

2つ目。来年9月に2割負担となる村の75歳以上の人口は、何人と予測されていますか。また、2割負担になった場合、75歳以上の人の新たな医療費負担は幾らと予想されますか。

2問目、通学路の安全対策を。

富田林五條線を利用し、赤阪小学校に通学している児童が登校時に通勤車両の時間帯と重なっているため、危険にさらされています。保護者は危険を感じて途中まで車で送っています。本来なら歩道やガードレールがあって当然ですが、その対策が無理ならせめてグリーンベルトの設置を要請してほしいです。

千葉県八街市で車が登校中の児童の列に突っ込み、児童2名が亡くなりました。国からも危険箇所への対処の指示が来ていると思います。事故が起こってからではなく、児童・生徒の安心・安全のためにも一日も早い対策を求めます。

2つ目。保健センター前から中学校下までの間はグリーンベルトがありますが、その上に土砂や雑草が覆っており歩きにくくなっています。せっかくグリーンベルトがあるのに安全が守れないのであれば意味がありません。早急に雑草と土砂の撤去を求めます。ご答弁よろしくお願いいたします。

○千福議長 質問事項1番目の答弁者、赤阪理事。

○赤阪総務民生担当理事 後期高齢者の医療費窓口負担引上げストップをについてご答弁申し上げます。

まず、1点目の国に対する要請については、医療制度改革関連法が令和3年6月4日に成立しており、一部負担金の引上げは決定事項であります。村では2割導入に対し、被保険者の理解が得られるよう丁寧な説明を行うとともに、十分な周知期間と経過措置を設けるよう国に働きかけることを町村会を通じ、大阪府に要望いたしております。

2点目の2割負担となる被保険者の見込み数は、約260人と見込んでおります。また、国では2割負担が導入されることにより、1人当たりの増加額を約2万6,000円と見込んでいますが、詳細については今後大阪府広域連合から示されるものと考えております。

それから、3点目の負担軽減については、低所得帯に対する1割負担の据置措置などが予定されていることから、独自の負担軽減は考えておりません。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 2割負担の導入はいつ頃になるのかお尋ねします。

○千福議長 答弁者、赤阪理事。

○赤阪総務民生担当理事 国は、準備期間も考慮しまして、令和4年10月から令和5年3月の間で施行を検討されているということでございます。村としては、本制度が施行されるまで1年以上がございまして、国、府の動きなど情報収集に努めるとともに広域連合とも連携を図りながら制度改正の周知啓発に努めたいと考えております。

以上、答弁とします。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 要望をお願いします。

いろんな面で国が決めたことに素直に従い実施してだけでなく、一にも二にも住民目線で、住民に寄り添った形でやっていただきたいと思っております。今後、ますます千早赤阪村の人口は減少し、村としても大変な状況になっていくと思っておりますが、大阪にある唯一の村として、新しい村長になってよかったなど村民の多くの方に思ってもらえるよう、小さくても輝く村にさせていただきたいと強く要望します。

また、戦後の日本の発展に寄与してきたのがこの75歳以上の方たちです。高齢者が安心して暮らせる村にするためにも、軽減のための努力をしてほしいと思っております。

○千福議長 質問事項2番目の答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 通学路の安全対策をについてご答弁申し上げます。

府道富田林五條線等通学路の安全対策については、以前より地元議員や地区長から要望を受け、大阪府に歩道整備などを再三要望しておりますが、大阪府からは歩行者等の交通量が多い路線や地権者の協力状況などを勘案し、優先整備区間を定めて実施していると回答をいただいております。

また、グリーンベルトの設置についても要望しておりますが、設置には路肩の幅など基準があるため、今回ご質問の区間には路肩幅が狭く、設置する路肩を広げる必要があることから、現在は路面標示の設置を要望しております。

次に、保健センター前から中学校下までの区間のグリーンベルトにはみ出した土砂や草についてでございますが、土砂を発見した際には道路管理者である大阪府に連絡するとともに、少量であれば村職員などで撤去しております。また、除草につきましては、大阪府より年1回最も効果的な時期に除草を実施していると回答をいただいておりますが、通学の支障となっている場合などはその都度大阪府へ対応をお願いしております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 千葉県の八街市において、下校中の児童の列にトラックが突っ込んで5名が死傷する痛ましい事故の発生を受けて、国から危険箇所への対処などの指示が出ていると思っておりますが、本村ではどうでしょうか。具体的にお願ひします。

○千福議長 答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 それにつきまして、現在、小学校、村教育委員会、道路管理者として大阪府、村及び地元の警察署と合同で通学路の点検を行うということで、各小学校に、今回国からきてます見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、子どもの速度が上がりやすい箇所、また大型車両の進入の多い箇所、過去に事故に至らなくてもヒヤリ・ハット事例があった箇所、次に保護者、見守り活動者、地域住民等から改善要請があった箇所などを中心に危険箇所のリストアップを小学校に依頼しているところであります。リストアップが終わりましたら、今月下旬から10月上旬に向けて合同点検を実施する予定にしております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 ありがとうございます。村としても以前からそういったことに気をつけてやっていたらいいというのを聞いて少し安心しました。

要望です。

道路事情について一旦決定しているところに手を加えるのは容易ではないと思いますが、国や府に対して粘り強い働きを続け、何より住民の命最優先でお願いしたい。そして、その仕事に関わられる皆さんが誇りを持って任務に当たってほしいというふうに思います。

また、子どもは村の宝です。年々減少している子どもたちを村全体で見守り、自然豊かなこの千早赤阪村で育ったことを誇りと思えるように、全ての住人が居心地のいい村になるよう力を尽くしていただきたいと思います。

以上です。

○千福議長 以上で本定例会に付議された案件は全部終了しました。

ここで、南本村長よりご挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 それでは、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、提案をさせていただきました議案につきまして、それぞれ慎重にご審議を賜り、全ての議案においてご承認をいただき誠にありがとうございました。心より厚くご礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、新型コロナウイルスのワクチン接種でございますが、9月11日に12歳以上の方を対象に保健センターで集団接種を行い、80名の中学生が接種に来られました。村全体では1回目接種が約84%、2回目接種が77%となり、全国平均を大きく上回る結果となっております。10月9日にも保健センターにおいて集団接種を行う予定となっております。コロナ禍が一日も早く終息するよう万全を期してまいりたいと考えておりますので、さらなるお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

9月に入り朝晩は涼しくなりましたが、日中はまだまだ暑い日が続く、寒暖差がある日々でございます。議員の皆様方には、くれぐれも健康にはご留意をいただきますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○千福議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和3年第3回千早赤阪村議会定例会を閉会します。

皆さん、どうもご苦労さまでした。

午後1時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 千 福 清 英

議 員 徳 丸 初 美

議 員 平 田 常 信